

早稲田大学 御中

# 調査報告書

早稲田大学  
大学院先進理工学研究科における博士学位論文に関する調査委員会

平成 26 年 7 月 17 日

# 目次

<b>第1章 序</b> .....	- 1 -
I. 調査に至る経緯 .....	- 1 -
II. 調査主体 .....	- 2 -
III. 調査目的 .....	- 2 -
IV. 調査期間 .....	- 3 -
V. 調査方法 .....	- 3 -
1. 小保方氏及び小保方氏の父親に対する事情聴取等 .....	- 3 -
2. 本研究科及び本専攻の関係者に対する事情聴取等 .....	- 3 -
3. 東京女子医科大学の関係者に対する事情聴取等 .....	- 4 -
4. 米国ハーバード大学の関係者に対する事情聴取等 .....	- 4 -
5. 独立行政法人理化学研究所の関係者に対する事情聴取等 .....	- 5 -
6. その他の関係者に対する事情聴取等 .....	- 5 -
7. 関係資料等の分析、検討等 .....	- 5 -
(1) Tissue 誌論文 .....	- 5 -
(2) 小保方氏の実験に関するノート .....	- 6 -
(3) 画像データ .....	- 6 -
(4) 電子メール .....	- 6 -
(5) 常田氏が保有する本調査に必要な資料 .....	- 6 -
(6) 本件審査分科会審査等の小保方氏への学位授与に係る審査における資料 .....	- 6 -
(7) 小保方氏主張論文 .....	- 6 -
(8) 早稲田大学における各種規定 .....	- 7 -
<b>第2章 調査結果</b> .....	- 8 -
I. 事実の経緯 .....	- 8 -
II. 本件博士論文の作成過程における問題点の検証 .....	- 10 -
1. 本委員会による認定 .....	- 10 -
(1) 著作権侵害行為であり、かつ創作者誤認惹起行為といえる箇所 .....	- 10 -
(2) 意味不明な記載といえる箇所 .....	- 21 -
(3) 論旨が不明瞭な記載といえる箇所 .....	- 22 -
(4) Tissue 誌論文の記載内容と整合性がない箇所 .....	- 24 -
(5) 論文の形式上の不備がある箇所 .....	- 28 -
(6) 誤字、脱字がある箇所 .....	- 28 -
2. 本委員会による認定の補足 .....	- 29 -
(1) 本件博士論文のもととなった実験の実在性について .....	- 29 -
(2) Tissue 誌論文からの転載が著作権侵害行為及び創作者誤認惹起行為といえるか .....	- 32 -
(3) 本件博士論文は作成初期段階の博士論文であるとの小保方氏の主張について .....	- 34 -

(4) 検討の対象としたその他の箇所について	- 45 -
III. 本件博士論文の内容の信憑性及び妥当性の検証、並びに学位取り消し規定の該当性について	- 47 -
1. 本件博士論文の内容の信憑性及び妥当性	- 47 -
2. 学位取り消し規定の該当性	- 47 -
(1) 早稲田大学学位規則第 23 条第 1 項の要件	- 47 -
(2) 早稲田大学学位規則第 23 条第 1 項の要件該当性を判断する際の留意点	- 47 -
(3) 学位取り消し規定の解釈と適用(1)：「不正の方法」	- 48 -
(4) 学位取り消し規定の解釈と適用(2)：「不正の方法『により』学位の授与を受けた」	- 50 -
3. 小括	- 55 -
IV. 本件博士論文の作成指導過程における問題点の検証	- 56 -
1. 本研究科・本専攻における学生の指導過程について	- 56 -
(1) 指導教員による研究指導	- 56 -
(2) 外部研究制度	- 56 -
2. 指導教員の法的義務について	- 56 -
3. 本件博士論文の作成指導の問題点	- 57 -
(1) 常田氏による指導の問題点	- 57 -
(2) 本研究科・本専攻における制度上及び運用上の欠陥・不備	- 62 -
4. 小括	- 63 -
V. 小保方氏に対する博士学位授与の審査過程における問題点の検証	- 64 -
1. 本研究科・本専攻における学位授与に係る審査体制について	- 64 -
(1) 博士学位授与の要件	- 64 -
(2) 博士論文の審査	- 64 -
(3) 学位審査の手続	- 64 -
2. 各審査員の法的義務について	- 66 -
(1) 主査の法的義務について	- 66 -
(2) 副査の法的義務について	- 66 -
(3) 審査分科会の構成員の法的義務について	- 66 -
(4) 研究科運営委員会の法的義務について	- 68 -
3. 小保方氏に対する博士学位授与の審査過程における問題点	- 69 -
(1) 常田氏による審査の問題点	- 69 -
(2) 武岡氏による審査の問題点	- 71 -
(3) 審査分科会の構成員による審査の問題点	- 73 -
(4) 研究科運営委員会の構成員による審査の問題点	- 74 -
(5) 本研究科・本専攻における審査手続に関する制度上及び運用上の欠陥・不備	- 74 -
4. 小括	- 77 -
VI. 結語	- 78 -

## 第1章 序

### I. 調査に至る経緯

平成26年2月、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科（以下「**本研究科**」という。）の生命医科学専攻（以下「**本専攻**」という。）の博士課程修了生である小保方晴子氏（以下「**小保方氏**」という。）がFirst Authorとして執筆しNature誌に掲載されたSTAP<sup>1</sup>細胞に関する2つの論文<sup>2</sup>（以下「**Nature誌論文**」という。）に関して、一部のマスコミにより、不自然な画像が存在する等の疑義が指摘された。

当該報道を発端として、小保方氏が本専攻の博士課程在籍時にFirst Authorとして執筆しTissue Engineering誌（Part A）<sup>3</sup>（以下「**Tissue誌**」という。）に掲載された幹細胞の万能性に関する論文<sup>4</sup>（以下「**Tissue誌論文**」という。）、及び小保方氏がTissue誌論文の内容をもとに本研究科の博士学位論文として執筆し国会図書館に所蔵されていた論文<sup>5</sup>（以下「**本件博士論文**」という。）についても、その問題点が指摘されるに至った。

この事態を受け、本専攻の教員により構成される本専攻の審査分科会は、本件博士論文の内容の確認を目的とする調査（以下「**本件自主調査**」という。）を行った。本件自主調査においては、平成26年2月21日から平成26年3月15日までの間、本件博士論文の論文審査（以下「**本件博士論文審査**」という。）において論文審査員の主任審査員（以下「**主査**」という。）を務めた常田聡氏（以下「**常田氏**」という。）を除く本専攻の審査分科会の構成員によって、本件博士論文の不備・問題点の確認・精査が行われた。

本件自主調査の結果、本件博士論文に不備や問題点が数多く認められると判断した本専攻の審査分科会は、平成26年3月15日、本研究科の研究科長であるA氏に対し

---

<sup>1</sup> Stimulus-triggered acquisition of pluripotencyの略称である。

<sup>2</sup> 論文名は「Stimulus-triggered fate conversion of somatic cells into pluripotency」（平成26年）及び「Bidirectional developmental potential in reprogrammed cells with acquired pluripotency」（平成26年）である。

<sup>3</sup> 米国ニューヨーク州に本社を有するMary Ann Liebert, Inc. が出版している。主に、Tissue Engineering（再生医学）の分野を中心とした月刊の科学雑誌であり、科学的に評価の高い論文誌の1つといえる（トムソン・ロイターによる平成24年度のインパクトファクターは4.065である。）。なお、投稿された論文は、そのすべてが掲載されるわけではなく、掲載される前に、その論文の内容について専門家の評価及び検証を受け、その評価及び検証の結果、掲載又は不掲載の決定がなされる。この専門家の評価及び検証を査読、掲載が決まることを受理(accept)という。査読を行う者を査読者といい、科学的に評価の高い科学誌の場合、査読者は、著者等からの独立性が高く、高い専門的知識をもつ者が複数人選任される。

<sup>4</sup> 本件博士論文のうち第2章から第4章までのもととなったHaruko Obokata, et. al, 「The Potential of Stem Cells in Adult Tissues Representative of the Three Germ Layers」 (TISSUE ENGINEERING: Part A, Volume 17, Numbers 5 and 6) (平成23年)を指す。

<sup>5</sup> 論文名は「Isolation of pluripotent adult stem cells discovered from tissues derived from all three germ layers」(平成23年)である。

て、本件博士論文についての調査委員会の設置を要請した。この要請を受けた本研究科は、平成26年3月17日、早稲田大学の鎌田薫総長（以下「総長」という。）に対し、本件博士論文に関する厳正かつ慎重な調査を行うことを目的として、本研究科の外に調査委員会を設置することを依頼した。

平成26年3月28日、早稲田大学は、上記本研究科からの依頼に基づき、本件博士論文の問題点、指導過程・審査過程における問題点の検証等を行うことを目的とする調査委員会を総長の下に設置することを決定し、同月31日、「大学院先進理工学研究科における博士学位論文に関する調査委員会」（以下「本委員会」という。）を設置した。

以上の経緯を受け、本委員会は、平成26年3月31日以降、下記Ⅲ. 調査目的の検証を目的とする調査（以下「本調査」という。）を開始した。

## II. 調査主体

本委員会の委員構成は、以下のとおりである。

委員長	小林 英明	長島・大野・常松法律事務所	弁護士
委員		国立大学	名誉教授 医学博士
同		東京大学	名誉教授 医学博士
同		早稲田大学	教授 政治学博士
同		早稲田大学	教授 医学博士

また、本調査の事務的な手続（資料の準備、関係者に対する事情聴取の日程調整等）については、早稲田大学教務部教務課が事務局として対応した。

さらに、本委員会は、本調査の実施に際して、以下の者を委員補佐として任命し、本調査の補助をさせた。

委員補佐	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所	弁護士
同	辺 誠祐	長島・大野・常松法律事務所	弁護士
同	山口茉莉子	長島・大野・常松法律事務所	弁護士

## III. 調査目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ・ 本件博士論文の作成過程における問題点の検証
- ・ 本件博士論文の内容の信憑性及び妥当性の検証
- ・ 本件博士論文作成の指導過程における問題点の検証
- ・ 小保方氏に対する博士学位授与に係る審査過程における問題点の検証

#### IV. 調査期間

本調査の期間は、平成26年3月31日から同年7月16日までである。

#### V. 調査方法

本委員会は、上記IV. 調査期間に記載した期間、関係者に対する事情聴取等、本調査に必要と考えられる調査を実施した。本委員会が実施した主な調査は、以下のとおりである。また、本調査において実施した関係者に対する事情聴取の一覧は、別紙ヒアリング対象者一覧のとおりである。なお、Nature 誌論文及びTissue 誌論文の内容の信憑性及び妥当性については、本調査の対象ではないため、これらの論文に関する資料は、本件博士論文の検証に必要な範囲でのみ参照することとした。

##### 1. 小保方氏及び小保方氏の父親に対する事情聴取等

- (1) 本委員会は、本件博士論文の作成過程等の事実調査を目的として、平成26年4月24日及び同年5月29日の2度にわたって、小保方氏に対し、事実確認のための照会を行った<sup>6</sup>。これらの照会書に対しては、平成26年4月30日、同年5月28日及び同年6月11日に、小保方氏作成の回答書を受領した。
- (2) 本委員会は、本調査において、小保方氏から、小保方氏が作成した本件博士論文の実験に関するノートの抜粋（写し）及び本件博士論文に関する画像データの提供を受けたことから、その内容を検証した。
- (3) 本委員会は、平成26年6月22日、小保方氏に対する事情聴取を実施した。
- (4) 本委員会は、平成26年6月27日、本件博士論文の作成過程等の事実調査を目的として、小保方氏の父親であるB氏に対する事情聴取を実施した。

##### 2. 本研究科及び本専攻の関係者に対する事情聴取等

- (1) 本委員会は、本件博士論文の作成過程、作成指導過程、小保方氏への博士学位授与に係る審査過程等の事実調査を目的として、平成26年4月16日から6月19日までの間に、小保方氏の指導教員であり本件博士論文審査の主査を務めた常田氏及び本件博士論文審査の主査以外の論文審査員（以下「副査」という。）を務めた武岡真司氏（以下「武岡氏」という。）に対する事情聴取を実施した。
- (2) 本委員会は、本件博士論文の作成過程、作成指導過程、小保方氏への博士学位授与に係る審査過程等の事実調査を目的として、平成26年4月11日から5月20日の間に、平成23年2月9日に開催された本専攻の審査分科会（以下「本件審査分科会」という。）による小保方氏に対する博士学位授与に係る審査（以

---

<sup>6</sup> 現実の書類等のやり取りは、小保方氏の代理人であるC弁護士を通じてなされた。



## 5. 独立行政法人理化学研究所の関係者に対する事情聴取等

- (1) 本委員会は、本件博士論文の作成過程等の事実調査を目的として、平成 26 年 5 月 9 日及び 5 月 23 日の 2 度にわたり、独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)神戸研究所の発生・再生科学総合研究センター(以下「理研 CDB」という。)の [REDACTED] [REDACTED] である U 氏に対する事情聴取を実施した。
- (2) 本委員会は、上記の事情聴取に加え、U 氏から本件博士論文の作成のために行われた実験に関する資料を受領し検討した。
- (3) 本委員会は、本件博士論文の作成過程等の事実調査を目的として、平成 26 年 4 月 24 日及び同年 6 月 20 日、理研に対し、事実確認のための照会を行った<sup>7</sup>。これらの照会書に対しては、平成 26 年 5 月 8 日及び同年 6 月 25 日、理研作成の回答書を受領した。

## 6. その他の関係者に対する事情聴取等

本委員会は、本件博士論文における文章及び画像のうち、小保方氏による無断転載・引用が疑われるものに関して、文章及び画像の著作権を有すると考えられる団体又は人物として、米国政府 National Institutes of Health (以下「NIH」という。)、W 氏、[REDACTED] である X 氏、Zen-Bio, Inc. (以下「Zen-Bio 社」という。)、コスモ・バイオ株式会社(以下「コスモ・バイオ社」という。)及びハーランラボラトリーズジャパン株式会社(以下「Harlan 社」という。)に対し、事実確認のための照会を行い、それぞれ回答を受領した。

## 7. 関係資料等の分析、検討等

その他、本委員会は、小保方氏、本研究科及び本専攻の関係者等の関係者から開示された関係資料の分析、検討等を行った。本委員会が分析、検討等を行った主要な資料は以下のとおりである。

### (1) Tissue 誌論文

本委員会は、本件博士論文の第 2 章から第 4 章までが Tissue 誌論文をもとに作成されていることから、Tissue 誌論文を入手し、その内容を検証した。具体的には、本件博士論文の内容と Tissue 誌論文の内容とを照合する等し、本件博士論文の作成過程の検証等を行った。

---

<sup>7</sup> 現実の書類等のやり取りは、理研の代理人である V 弁護士を通じてなされた。

**(2) 小保方氏の実験に関するノート**

本委員会は、本調査において、小保方氏から、小保方氏が作成した本件博士論文中の実験に関するノートの抜粋（写し）の提供を受けたことから、その内容を検証した。具体的には、ノートの抜粋（写し）の記載を検討し、本件博士論文中の小保方氏による実験の実在性の検証等を行った。

**(3) 画像データ**

本委員会は、本調査において、小保方氏及びU氏から、本件博士論文に関する実験の画像データを入手したことから、それらの画像データの内容を検証した。具体的には、画像データの内容等を検証し、本件博士論文中の小保方氏による実験の実在性の検証等を行った。

**(4) 電子メール**

本委員会は、本調査において、小保方氏、常田氏、U氏等から、本調査に必要な電子メールの提供を受けたことから、それらの電子メールの内容を検証した。具体的には、電子メールの内容を検証し、小保方氏による実験の実在性や関係者の供述の信用性の検証等を行った。

**(5) 常田氏が保有する本調査に必要な資料**

本委員会は、本調査において、小保方氏の指導教員を務めた常田氏から、小保方氏に関する資料の提供を受けたことから、それらの資料の内容を検証した。具体的には、常田氏の研究室で開催されていたゼミにおいて小保方氏がプレゼンテーションを行った際に使用した本件ゼミ資料（下記Ⅱ.2.(3).c.(c)において定義される。）や公聴会において小保方氏がプレゼンテーションを行った際に使用した本件プレゼンテーション資料（下記Ⅱ.2.(3).c.(a)において定義される。）等の内容を検証し、本件博士論文の作成過程や本件博士論文作成の指導過程等の検証を行った。

**(6) 本件審査分科会審査等の小保方氏への学位授与に係る審査における資料**

本委員会は、本調査において、常田氏等から、本件審査分科会審査等の小保方氏への学位授与に係る審査において提出等された資料の検証を行った。具体的には、小保方氏作成の博士論文概要書や常田氏作成の審査報告書等の内容を検証し、小保方氏に対する博士学位授与に係る審査過程の検証等を行った。

**(7) 小保方氏主張論文（下記Ⅱ.2.(3)a.において定義される。）**

本調査において、小保方氏からは、本件博士論文は作成初期段階の博士論文の草稿を誤って製本してしまったものであり、最終的な完成版の博士論文は別にあるとの主張がなされ、その根拠として、小保方氏主張論文が本委員会に対して提供された。そこで、本委員会は、小保方氏主張論文の内容を検証した。具体的には、本件博士論文と小保方氏主張論文の内容とを照合する等し、小保方氏の主張の信用性の検証等を行った。

**(8) 早稲田大学における各種規定**

本委員会は、本調査において、早稲田大学教務部教務課、本研究科等から、早稲田大学における内規等の各種規定を受領し、それらの規定の内容を検証した。具体的には、早稲田大学学位規則等の内容を検証し、早稲田大学における学位授与の手続等を検証した。

## 第2章 調査結果

### I. 事実の経緯

本件博士論文に関する主要な事実経緯は、以下のとおりである。

なお、本研究科における一般的な博士学位の審査の経緯については、下記 V. を参照されたい。

#### (平成 20 年)

- 4 月 1 日 小保方氏が本専攻の博士課程に進学
- 5 月 小保方氏のハーバード大学への留学が決定
- 9 月 1 日 小保方氏がハーバード大学での研究を開始  
＜留学予定期間：6 か月＞

#### (平成 21 年)

- 1 月頃 小保方氏の留学期間の延長が決定
- 3 月 小保方氏が日本に一時帰国
- 4 月第 1 週 小保方氏がハーバード大学での 2 度目の留学を開始
- 8 月末 小保方氏が日本に帰国

#### (平成 22 年)

- 6 月 30 日 小保方氏らが Tissue 誌に Tissue 誌論文を投稿  
＜First Author：小保方氏  
その他の著者：S 氏、R 氏、Q 氏、常田氏及び他 1 名  
Corresponding Author：T 氏＞
- 8 月 小保方氏が U 氏とキメラマウス作製に関する研究を開始
- 9 月 30 日 Tissue 誌が Tissue 誌論文を受理
- 11 月 11 日 小保方氏が博士学位受理申請書を提出
- 11 月 13 日 常田研究室において小保方氏が博士論文の検討状況を発表
- 11 月 17 日 本専攻において小保方氏の学位受理申請を受理
- 12 月 8 日 本研究科において小保方氏の学位受理申請を受理  
＜主査：常田氏  
副査：武岡氏、R 氏及び T 氏＞

#### (平成 23 年)

- 1 月 11 日 小保方氏による公聴会の実施
- 2 月 8 日頃 小保方氏が本専攻の審査分科会へ製本された完成版の博士論文を提出
- 2 月 9 日 本専攻の審査分科会において小保方氏の博士学位授与の合格判定
- 2 月 25 日 本研究科の運営委員会において小保方氏の博士学位授与の合格判定
- 3 月 15 日 早稲田大学が小保方氏に対して博士学位授与
- 4 月 小保方氏が理研 CDB 客員研究員として理研に入所

#### (平成 25 年)

- 3 月 10 日 小保方氏らが Nature 誌に Nature 誌論文を投稿

12月20日 Nature 誌が Nature 誌論文を受理

(平成 26 年)

2月 一部のマスコミが本件博士論文、Nature 誌論文等の問題点を指摘

3月31日 早稲田大学が本委員会を設置

## II. 本件博士論文の作成過程における問題点の検証

### 1. 本委員会による認定

本委員会が認定した、本件博士論文の作成過程における問題点は以下のとおりである。

- (1) 著作権侵害行為<sup>8</sup>であり、かつ創作者誤認惹起行為<sup>9,10</sup>といえる箇所
  - a. 本件博士論文1頁の第1章1.1項から1.5項6行目までの記載(別紙問題箇所一覧の①記載のもの。)(以下「問題箇所①」という。)
    - (a) 著作権侵害行為について  
問題箇所①に関しては、以下の事実が認められる。
      - i. 転載元①(別紙転載元一覧の①記載のもの。以下「転載元①」という。)の内容によると、転載元①は著作物性を有するといえる<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)上、複製権(著作権法第21条)の侵害が認められるには、著作物を「有形的に複製」することが必要である。「複製」とは、著作物に「依拠」し、結果的に「同一あるいは実質的同一のもの」を作成することをいう。したがって、複製権侵害の要件は、①もとの文書の著作物性、②同一性または実質的同一性、及び③依拠である(著作権法第2条第1項第15号)。この点、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(著作権法第2条第1項第1号)。なお、一般に、故意・過失により著作権を侵害した者は権利者が被った損害を賠償する義務を負担するとされており(高林龍「標準著作権法(第2版)」有斐閣)、著作権侵害行為該当性の判断においては、過失があれば足り、行為者の故意は要件ではない。

<sup>9</sup> 本報告書で「創作者誤認惹起行為」とは、真実は自己が創作した文章・図表等又は自己の実験等に基づいて得られた画像・データ等でないにもかかわらず、自己が創作した文章・図表等又は自己の実験等に基づいて得られた画像・データ等であると、読者に誤認させる可能性がある記載を行うことをいう。なお、創作者の誤認という結果は、誤認惹起行為に対する認識及び認容(故意)の有無にかかわらず発生する以上、創作者誤認惹起行為該当性の判断について、行為者の故意は要件とはならない。

<sup>10</sup> 著作権侵害行為及び創作者誤認惹起行為と類似する用語である「剽窃」及び「盗用」との関係性について補足する。剽窃とは「他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること」(「広辞苑・第6版」岩波書店)を意味し、盗用とは「他人の作品の全部または一部を自分のものとして無断で使うこと」(「広辞苑・第6版」岩波書店)を意味するとされているが、これらの用語の解釈は一義的でない上、故意がなく過失によって、これらの行為をなした場合が含まれるか否かが明確でない。そのため、本報告書では、これらの用語を使用せず、法律によりその意義が明確な著作権侵害行為、及び本委員会が定義を明確にした創作者誤認惹起行為という用語を使用した。なお、文部科学省(以下「文科省」という。)が定めた「競争的資金に係る研究活動における不正行為ガイドライン」(以下「文科省ガイドライン」という。)は、研究活動における不正行為の一つと位置付ける盗用について「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること」と定義づけた上で、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。」と定めている。この定めは、過失によって「他の研究者のアイデア等を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること」がなされた場合は、「盗用」にあたらぬとの趣旨なのか、又は「盗用」にはあたるが、その盗用は「不正行為」にあたらぬとする趣旨なのかについて判然としない。いずれにせよ、本報告書の著作権侵害行為及び創作者誤認惹起行為は、過失によるものも含むとしている点、それらが不正行為にあたるとしている点、文科省ガイドライン上の盗用、不正行為よりも広い意義である。

<sup>11</sup> なお、NIHの担当者の供述によると、転載元①の著作権者は米国連邦政府の機関であるNIHであるところ、米国連邦著作権法によれば、NIHは転載元①について著作権法の保護を享受できず、著作権もないとする考え方もありうる。しかし、本件博士論文は我が国で作成されたものであるから、著作権の享有主体

- ii. 別紙類似性一覧の①の記載によると、問題箇所①と転載元①との間の実質的同一性は顕著である。
- iii. 問題箇所①と転載元①との実質的同一性が顕著である上、本調査において、小保方氏は「ご指摘の文章<sup>12</sup>を参考にして記述をしました。」と述べており、問題箇所①は、転載元①に依拠して作成されたと認定できる。
- iv. NIHの担当者の供述及び小保方氏の供述によると、転載元①の著作権者は米国政府（の機関）であること、及び同機関は転載元①の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第32条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない<sup>13</sup>。

これらの事実に照らすと、小保方氏が問題箇所①を本件博士論文に記載した行為は、NIHが転載元①に対し有する複製権（著作権法第21条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所①に関しては、上記Ⅱ. 1. (1)a. (a)で認定した事実に加えて、以下の事実も認められる。

- i. 問題箇所①は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は、その作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所①には、転載元①から転載された文章であることを示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した文章であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与える可能性のあるものである。

これらの事実に照らすと、小保方氏が問題箇所①を本件博士論文に記載した行為は、創作者誤認惹起行為といえる。そして、第1章は、博士論文の導入部分として、博士論文で取り上げるテーマを理解するために必要となる前提知識や、当該テーマに関連する過去の先人による研究成果等を記載するものであり、

---

性の判断の準拠法は日本法であり、米国連邦著作権法第105条は適用されず、NIHが転載元①の著作権を有すると解することができる（田村善之「著作権法概説（第2版）」574頁注3、加戸守行「著作権法逐条講義（6訂新版）」425頁参照。）。

<sup>12</sup> 転載元①のことを指す。

<sup>13</sup> 著作権法上、他人の著作権の複製を適法化する権利制限条項のうち本件に関係しうるものは、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内での引用（著作権法第32条第1項）」、「学校その他の教育機関における複製等（著作権法第35条）」がある。なお、「学校その他の教育機関における複製等（著作権法第35条）」とは、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合等」とされており、博士論文の執筆は、それに該当しない。

論文作成者の学識、問題意識等を示す重要な部分であること、依拠して作成されたものは約 4500 語と多量であること、それが占める割合は本件博士論文の第 1 章の約 80%、本件博士論文全体の約 20%、転載元①の約 80%と大きく（いずれも頁数ベース）、実質的同一性が顕著であること等に照らすと、その程度は重大である。

b. 本件博士論文 25 頁の Fig. 1（別紙問題箇所一覧の②記載のもの）（以下「問題箇所②」という。）

(a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所②に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 転載元②（別紙転載元一覧の②記載のもの。以下「転載元②」という。）の内容によると、転載元②が著作物性を有することは明らかである。
- ii. 別紙類似性一覧の②の記載によると、問題箇所②と転載元②との間との同一性は顕著である<sup>14</sup>。
- iii. 問題箇所②と転載元②との実質的同一性が顕著である上、本調査において、小保方氏は「インターネットにある画材と自分で書いた絵や文字を組み合わせ作成しました。なので、一部、他者が作成したイラストを含んでおります。当時は、何の問題意識も持っていなかった」と述べており、問題箇所②は、転載元②に依拠して作成されたと認定できる。
- iv. W 氏の供述及び小保方氏の供述によると、W 氏は転載元②の著作権者であること、及び同氏は転載元②の使用につき小保方氏に対して許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第 32 条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所②を本件博士論文に掲載した行為は、W 氏が転載元②に対し有する複製権（著作権法第 21 条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所②に関しては、上記Ⅱ. 1. (1)b. (a)で認定した事実に加えて、以下の事実も認められる。

- i. 問題箇所②は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は、その作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に

---

<sup>14</sup> 問題箇所②は転載元②に「C-kit positive stem cells」等々の文字が追加されたものであるが、図全体の同一性は失われていない。

示すための重要な資料として用いられている。

- ii. 問題箇所②には、転載元②から転載された図である事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与えるものである。

これらの事実に照らすと、小保方氏が問題箇所②を本件博士論文に記載した行為は、創作者誤認惹起行為といえる。

- c. **本件博士論文 26 頁の Fig. 2 中の肝臓、上皮細胞、神経、筋肉、骨髄、心筋、脂肪細胞の絵（別紙問題箇所一覧の③の 1 記載のもの）（以下「問題箇所③の 1」という。）**

- (a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所③の 1 に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 転載元③（別紙転載元一覧の③記載のもの。以下「**転載元③**」という。）の内容によると、転載元③は、著作物性を有することは明らかである。
- ii. 別紙類似性一覧の③の記載によると、問題箇所③の 1 は、全体としてみたとき、転載元③と同一ではなく、明らかに類似しているともいえない。しかし、図の構成要素を個々にみたとき、問題箇所③の 1 は、転載元③に記載された人間の臓器等の絵を抜き出した上で、それを一つ一つ円で囲み、全身の絵の周りに円形に並べることにより作成されており、問題箇所③の 1 は、転載元③の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる特徴をもつと認められる。よって、問題箇所③の 1 は、転載元③の翻案<sup>15</sup>といえる<sup>16</sup>。
- iii. 本調査において、小保方氏は、問題箇所③の 1 について、「インターネットにある画材と自分で書いた絵や文字を組み合わせて作成しました。なので、一部、他者が作成したイラストを含んでおります。当時は、何の問題意識も持っていなかった」と述べていること、転載元③が特徴的な著作物であること、問題箇所③の 1 と転載元③の特徴の同一性の程度が大きいこと等によれば、問題箇所③の 1 は、転載元③に依拠して作成

<sup>15</sup> 「翻案」とは、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」（江差追分事件上告審判決。最高裁平成 14 年 6 月 28 日民集 55 卷 4 号 837 頁）。翻案権侵害の要件は、①もとの文書の著作物性、②翻案、及び③依拠である。

<sup>16</sup> 問題箇所③の 1 は、転載元③に掲載されている肝臓等の絵を切り取り、円で囲み、人の絵の上に円形に並べることにより作成されており、全体としては、転載元③の 1 と実質的な同一性もないことから、類似性の要件を欠き、複製権（著作権法第 21 条）の侵害は成立しない。

されたと認定できる。

- iv. X氏の供述及び小保方氏の供述によれば、X氏は転載元③の著作権者であること、及び同氏は転載元③の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第32条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の1を本件博士論文に記載した行為は、X氏が転載元③に対し有する複製権（著作権法第21条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所③の1に関しては、上記Ⅱ.1.(1)c.(a)で認定した事実に加えて、以下の事実も認められる。

- i. 問題箇所③の1は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は、その作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所③の1には、転載元③から転載された図である事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与えるものである。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の1を本件博士論文に記載した行為は、創作者誤認惹起行為といえる。

d. 本件博士論文71頁のFig. 15中の筋肉の絵（別紙問題箇所一覧の③の2記載のもの）（以下「問題箇所③の2」という。）

(a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所③の2に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 転載元③の内容によると、転載元③が著作物性を有することは明らかである。
- ii. 別紙類似性一覧の③の2の記載によると、問題箇所③の2と転載元③との間の実質的同一性は顕著である。
- iii. 本調査において、小保方氏は、問題箇所③の2について、「インターネットにある画材と自分で書いた絵や文字を組み合わせで作成しました。なので、一部、他者が作成したイラストを含んでおります。当時は、何の問題意識も持っていなかった」と述べていること、転載元③が特徴的な著作物であること、問題箇所③の2と転載元③の同一性が顕著であること等によれば、問題箇所③の2は転載元③に依拠して作成されたと認

定できる。

- iv. X氏の供述及び小保方氏の供述によると、X氏は、転載元③の著作権者であること、及び同氏は転載元③の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第32条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の2を本件博士論文に記載した行為は、X氏が転載元③に対し有する複製権（著作権法第21条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所③の2に関しては、上記Ⅱ. 1. (1)d. (a)で認定した事実に加えて、以下の事実が認められる。

- i. 問題箇所③の2は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所③の2には、転載元③から転載された図である事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を、（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与えるものである。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の2を本件博士論文に記載した行為は創作者誤認惹起行為といえる。

e. **本件博士論文73頁のFig. 17中の筋肉の絵（別紙問題箇所一覧の③の3記載のもの）（以下「問題箇所③の3」という。）**

(a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所③の3に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 転載元③の内容によると、転載元③が著作物性を有することは明らかである。
- ii. 別紙類似性一覧の③の3の記載によると、問題箇所③の3と転載元③との間の実質的同一性は顕著である。
- iii. 本調査において、小保方氏は、問題箇所③の3について、「インターネットにある画材と自分で書いた絵や文字を組み合わせで作成しました。なので、一部、他者が作成したイラストを含んでおります。当時は、何の問題意識も持っていなかった」と述べていること、転載元③が特徴的な著作物であること、問題箇所③の3と転載元③の同一性が顕著であること等によれば、問題箇所③の3は転載元③に依拠して作成されたと認

定できる。

- iv. X氏の供述及び小保方氏の供述によると、X氏は、転載元③の著作権者であること、及び同氏は転載元③の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第32条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の3を本件博士論文に記載した行為は、X氏が転載元③に対し有する複製権（著作権法第21条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所③の3に関しては、上記Ⅱ.1.(1)e.(a)で認定した事実に加えて、以下の事実が認められる。

- i. 問題箇所③の3は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所③の3には、転載元③から転載された図である事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を、（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与えるものである。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所③の3を本件博士論文に記載した行為は創作者誤認惹起行為といえる。

- f. 本件博士論文46頁の第2章2.6項「References」の24から31まで、58頁の第3章3.6項「References」の全部、76頁の第4章4.6項「References」の1から49まで、及び93頁の第5章5.6項「References」の全部（別紙問題箇所一覧の④、⑥、⑦及び⑨記載のもの）（以下「問題箇所④、⑥、⑦及び⑨」という。）

(a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所④、⑥、⑦及び⑨に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 転載元④、⑥、⑦及び⑨（別紙転載元一覧の④、⑥、⑦及び⑨記載のもの。以下「転載元④、⑥、⑦及び⑨」という。）は、その内容によると、転載元の各論文に関連する文献のリストであり、その選択について作成者の思想が創作的に表現されているといえるので、編集著作物<sup>17</sup>として

<sup>17</sup> 著作権法第12条第1項は、「編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の

創作性を有するものであり、著作物性を有するといえる。

- ii. 別紙類似性一覧の④、⑥、⑦及び⑨の記載によると、問題箇所④は転載元④と同一、問題箇所⑥は転載元⑥と実質的に同一、問題箇所⑦は転載元⑦と実質的に同一、問題箇所⑨は転載元⑨と実質的に同一である。
- iii. 問題箇所④、⑥、⑦及び⑨と転載元④、⑥、⑦及び⑨はそれぞれ同一又は実質的に同一と認められること、並びに小保方氏は、「関連した内容の論文の文献リストが参考になるかと考え、いったん仮置きしたものである」等と供述することから、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は転載元④、⑥、⑦及び⑨のそれぞれに依拠して作成されたことは明らかである。
- iv. 転載元④、⑥、⑦及び⑨の著作権者は別紙転載元一覧記載のとおりであるところ、小保方氏は、「関連した内容の論文の文献リストが参考になるかと考え、いったん仮置きしたことを記憶しています。」「その後内容に合わせ変更する予定でしたので、特に同意を得るようなことはしておりません。」と供述することから、各著作権者は転載元④、⑥、⑦及び⑨の使用につき小保方氏に許諾を与えていないと認定できる。
- v. 引用（著作権法第32条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所④、⑥、⑦及び⑨を本件博士論文に掲載した行為は、各執筆者が転載元④、⑥、⑦及び⑨に対し有する複製権（著作権法第21条）を侵害するものといえる。そして、依拠して作成されたものは多量であること、本件博士論文に第3章及び第5章の参考文献として掲載されたものの全部であること等に照らすと、その侵害の程度は大きい。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所④、⑥、⑦及び⑨に関しては、上記Ⅱ.1.(1)f.(a)で認定した事実に加えて、以下の事実が認められる。

- i. 問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所④、⑥、⑦及び⑨には、転載元④、⑥、⑦及び⑨から転載された文献リストである事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を与えるのみでなく、本件博士論文の各章を作成するにあたり、これらの

---

選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と定めている。

文献を参考にした、すなわちこれらの文献を読み、それによって得た知識を用いて、本件博士論文の各章を論述したとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与える可能性のあるものである。

これらの事実に照らすと、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は創作者誤認惹起行為といえる。そして、上記のとおり、依拠して作成されたものは多量であること、本件博士論文に第3章及び第5章の参考文献として掲載されたものの全部であること、参考文献の記載は論文作成者が論文を作成する際に参考にした文献がどのようなものであるか等を示すものであって論文作成者の学識や能力などを知る端緒であること等に照らすと、その程度は大きい。

g. 本件博士論文 53 頁の Fig. 10<sup>18</sup>（別紙問題箇所一覧の⑤記載のもの）（以下「問題箇所⑤」という。）

(a) 著作権侵害行為該当性について

i. 問題箇所⑤中の下段中央の画像（「Muscle」との表題が付された画像）について

問題箇所⑤中の下段中央の画像に関しては、以下の事実が認められる。

- (i) 転載元⑤の1（別紙転載元一覧の⑤の1記載のもの。以下「**転載元⑤の1**」という。）の内容によると、転載元⑤の1が著作物性を有することは明らかである。
- (ii) 別紙類似性一覧の⑤の1の記載によると、問題箇所⑤の中の下段中央の画像と転載元⑤の1との間の同一性は、顕著である。
- (iii) 問題箇所⑤の中の下段の中央の画像と転載元⑤の1は同一と認められることから、問題箇所⑤の中の下段の中央の画像は転載元⑤の1に依拠して作成されたことは明らかである。
- (iv) Zen-Bio社の担当者の供述及び小保方氏の供述によると、転載元⑤の1の著作権はZen-Bio社にあること、及び同社は転載元⑤の1の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる<sup>19</sup>。
- (v) 引用（著作権法第32条）その他、著作権上、適法とされる要件

<sup>18</sup> なお、小保方氏の供述等の関係各証拠によると、問題箇所⑤の下段左の画像に関しても、小保方氏が転載元の許諾を得ずにいずれかの転載元から転載した疑いは強いが、本調査においては、それを認定するに足りる証拠は得られなかった。

<sup>19</sup> 小保方氏は、この点について、「概念図の例として」用いたのであって「データとして用いるつもりはありませんでした。」と述べている。この供述は許諾を得ていないことを認めたものといえる。Zen-Bio社は、転載元⑤の1の著作権者であることを供述した上で、「日本の誰かからかコンタクトがあり、転載元⑤の1の使用につき、許諾をしたことがある。」等と供述する一方、「それが誰であるかは記憶にない。」「小保方という名は記憶にない。」等と供述している。

をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所⑤中の下段中央の画像を本件博士論文に掲載した行為は、Zen-Bio 社が転載元⑤の 1 に対し有する複製権（著作権法第 21 条）を侵害するものといえる。

ii. 問題箇所⑤の中の下段右の画像（「hepatocyte」との表題が付された画像）について

問題箇所⑤の中の下段右の画像に関しては、以下の事実が認められる。

- (i) 転載元⑤の 2（別紙転載元一覧の⑤の 2 記載のもの。以下「**転載元⑤の 2**」という。）の内容によると、転載元⑤の 2 が著作物性を有することは明らかである。
- (ii) 別紙類似性一覧⑤の 2 によれば、問題箇所⑤の右の画像と転載元⑤の 2 とは、同一のものである。
- (iii) 問題箇所⑤の右の画像と転載元⑤の 2 は同一と認められることから、問題箇所⑤の右の画像は転載元⑤の 2 に依拠して作成されたことは明らかである。
- (iv) コスモ・バイオ社の担当者の供述及び小保方氏の供述によると、転載元⑤の 2 の著作権はコスモ・バイオ社にあること、及び同社は転載元⑤の 2 の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- (v) 引用（著作権法第 32 条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所⑤の中の下段右の画像を本件博士論文に掲載した行為は、コスモ・バイオ社が転載元⑤の 2 に対し有する複製権（著作権法第 21 条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

上記Ⅱ. 1. (1) g. (a) で認定した事実に加えて、問題箇所⑤に関しては、以下の事実が認められる。

- i. 問題箇所⑤は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は、その作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
  - ii. 問題箇所⑤には、転載元⑤の 1、及び転載元⑤の 2 から転載された画像であることを示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自らの実験に基づいて撮影した画像であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文の読者に与える可能性のあるものである。
- これらの事実を照らすと、小保方氏が問題箇所⑤を本件博士論文に記載する

行為は、創作者誤認惹起行為といえる。

(c) 実験結果欺罔行為<sup>20</sup>該当性について

問題箇所⑤の画像に付された説明文には、「in vitro における骨髄細胞スフィアの分化実験において、6週間の培養後、細胞はその形態を三胚葉に属する細胞に変化させた。」との記載が認められること等から、問題箇所⑤を記載した小保方氏が実験結果欺罔行為を行ったとの疑惑が生じている。

しかし、下記Ⅱ.2.(3)で詳細に検討するとおり、本調査の対象となっている本件博士論文は、最終的な完成版の博士論文ではなく、本件公聴会以前の博士論文の草稿が、最終的な完成版の博士論文として誤って製本されてしまったものと認定できる。そして、下記Ⅱ.2.(3)f.(b)で検討するとおり、小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文には、問題箇所⑤が存在しなかったことが認定できる。

したがって、小保方氏が、問題箇所⑤が含まれていることを認識した上で、それでも構わないとして、最終的な完成版の博士論文に掲載しようと考えていた事実は認められない。すなわち、問題箇所⑤に関して、小保方氏が、真実は自己の実験等で得られた結果やデータ等でないにもかかわらず、読者にそうであると誤信させるために、欺罔の意思をもって、そのように装った事実は認められないのであって、実験結果欺罔行為にはあたらない。

h. 本件博士論文 86 頁の Fig. 20 中の白いマウスの画像（別紙問題箇所一覧の⑧記載のもの）（以下「問題箇所⑧」という。）

(a) 著作権侵害行為該当性について

問題箇所⑧に関しては、以下の事実が認められる。

i. 転載元⑧（別紙転載元一覧の⑧記載のもの。以下「転載元⑧」という。）

<sup>20</sup> 本報告書で、「実験結果欺罔行為」とは、「真実は自己の実験等で得られた結果やデータ等でないにもかかわらず、読者にそうであると誤信させるために、欺罔の意思をもって、そのように装う行為」をいう。科学論文において、実験結果の記載は、当該論文における作成者の研究成果、作成者の研究者としての能力を示す最も重要な記載であるため、実験結果欺罔行為は科学者としての根本的な価値観・倫理観に反する行為であり、それを行った科学者に対しては、厳しい処分が下されてしかるべきことになる。

<sup>21</sup> 実験結果欺罔行為と類似する用語である「捏造」との関係性について補足する。捏造とは、「事実でない事を事実のようにこしらえること」（「広辞苑・第6版」岩波書店）を意味するとされているが、当該用語の解釈は一義的でない上、故意がなく過失によって、当該行為をなした場合が含まれるか否かが明確でない。そのため、本報告書では、当該用語を使用せず、本委員会が定義を明確にした実験結果欺罔行為という用語を使用した。なお、文科省ガイドラインは、研究活動における不正行為の一つと位置付ける捏造について「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」と定義づけた上で、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。」と定めている。この定めは、過失によって「存在しないデータを作成すること」は「捏造」にあたらないとの趣旨であるのか、又は「捏造」にはあたるとは、その捏造は不正行為にあたらないとする趣旨なのかについて、判然としない。もし前者の趣旨であれば、本報告書の実験結果欺罔行為と文科省ガイドライン上の捏造は、類似した意味を有することとなる。

の内容によると、転載元⑧が著作物性を有することは明らかである。

- ii. 別紙類似性一覧の⑧の記載によると、問題箇所⑧と転載元⑧が同一であることは明らかである。
- iii. 問題箇所⑧と転載元⑧が同一と認められることから、問題箇所⑧は転載元⑧に依拠して作成されたことは明らかである。
- iv. Harlan 社の担当者の供述及び小保方氏の供述によると、Harlan 社が転載元⑧の著作権者であること、及び同社は転載元⑧の使用につき小保方氏に許諾を与えていないことを認定できる。
- v. 引用（著作権法第 32 条）その他、著作権法上、適法とされる要件をみたすことを伺わせる証拠はない。

これらの事実に照らすと、小保方氏が問題箇所⑧を本件博士論文に掲載した行為は、Harlan 社が転載元⑧に対し有する複製権（著作権法第 21 条）を侵害するものといえる。

(b) 創作者誤認惹起行為該当性について

問題箇所⑧に関しては、上記Ⅱ. 1. (1)h. (a)で認定した事実に加えて、以下の事実が認められる。

- i. 問題箇所⑧は本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。
- ii. 問題箇所⑧には、転載元⑧から転載された図である事実を示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もないことから、作成者が自ら創作した記述部分であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文読者に与えるものである。

これらの事実に照らすと、小保方氏が問題箇所⑧を本件博士論文に記載した行為は、創作者誤認惹起行為といえる。

(2) 意味不明な記載といえる箇所

- a. 本件博士論文 42 頁の Fig. 7（別紙問題箇所一覧の⑩記載のもの）（以下「問題箇所⑩」という。）

問題箇所⑩は、本件博士論文第 2 章にあり、画像中に「Oct4/DAPI」及び「SSEA-1/DAPI」と表示があり、画像下に「Figure 7 Pluripotent marker expressions/Spheres at day 5 expressed pluripotent cell markers Oct4 and SSEA-1.」との説明文が付記された画像 2 枚であるが、本件博士論文本文には、この画像らに対応する記載は存在せず、また、問題箇所⑩に記載された説明文によ

っても、さらに、その他の本件博士論文に記載された本文、図等によってさえも、問題箇所⑩の意味を理解することができない<sup>22</sup>。よって、意味不明な記載といえる。

b. 本件博士論文 57 頁の Fig. 14 の上段の 3 枚の写真（別紙問題箇所一覧の⑪記載のもの）（以下「問題箇所⑪」という。）

問題箇所⑪は、本件博士論文第 3 章にあり、「Figure 14 Teratoma like mass from bone marrow spheres contained nerve expressing betaIII-tubuline (left) (ectoderm), muscle expressing desmin (middle) (mesoderm) and duct like structure expressing AFP (right) (endoderm).」の説明文が付記された画像であるが、本件博士論文本文には、この画像に対応する記載は存在せず、また問題箇所⑪に記載された説明文によっても、さらにその他の本件博士論文に記載された本文、図等によってさえも、問題箇所⑪の意味を理解することができない。よって、意味不明な記載といえる。

(3) 論旨が不明瞭な記載といえる箇所

a. 本件博士論文 28 頁の第 2 章 2. 2. 1 項本文 11 行目「B. Optimistic pressure」から同 13 行目「～destroy mature cells.」まで（別紙問題箇所一覧の⑫記載のもの）（以下「問題箇所⑫」という。）

問題箇所⑫は、「『スモール・セル』をマウスの骨髄から分離する方法として 3 つの方法（「A. Cell sorter」、「B. Optimistic pressure」及び「C. Trituration using thin-glass pipette」）を提示し、その比較を行う前提として、「B. Optimistic pressure」の具体的内容を説明した内容となっているが、その論旨を明瞭にするには、「B. Optimistic pressure」と題する方法の具体的内容を記載することが必要である。しかし、問題箇所⑫に記載されている「Optimistic pressure」なる用語・概念はそもそも存在しないことから、その方法の具体的内容を理解することができず、論旨が不明瞭といえる<sup>23,24</sup>。

b. 本件博士論文 30 頁の第 2 章 2. 3. 2 項のタイトルから末尾「～only small cells.」まで（別紙問題箇所一覧の⑬記載のもの）（以下「問題箇所⑬」という。）

問題箇所⑬は、「粉碎処理した細胞から形成されたスフィアは『スモール・セル』

<sup>22</sup> 小保方氏は、「Fig. 7 の右の画像は Fig. 6 の G の画像と同じ画像であり、Fig. 7 の左の画像は Fig. 8 の Oct4 の画像と同一の結果を示すものであり、Fig. 7 は本来不要な記載である。」等と供述する。

<sup>23</sup> 「optimistic pressure」なる用語について、武岡氏は、「本件公聴会において、『osmotic pressure』の誤りではないかと指摘した」等と供述する。

<sup>24</sup> 仮に「Optimistic pressure」を「Osmotic pressure」の誤字と解釈し、この語を置き換えて問題箇所⑫を読めば、「B. Osmotic pressure」の具体的内容は、「細胞を低浸透圧の液に浸して成体細胞を破壊する方法」と理解することが不可能でないが、上記誤字であるか否かは、問題箇所⑫前後の本文、第 2 章 2. 2. 1 項の記載によっても、さらに、その他の本件博士論文に記載された本文、図等によってさえも、明確とはいえない。

のみから構成されていた」との事実を記載した内容となっているが、その論旨を明瞭にするには、その事実を導くに足りる理由等を記載することが必要である。しかし、問題箇所⑬には、その理由等を全く記載することなく、Fig. 3 のデータにのみ言及されているが、そのデータがその理由に十分に足り得るか不明であり、論旨が不明瞭といえる。

- c. 本件博士論文 33 頁の第 2 章 2.3.6 項のタイトルから末尾「～three germ layers was examined.」まで（別紙問題箇所一覧の⑭記載のもの）（以下「問題箇所⑭」という。）

問題箇所⑭は、「Fig. 8 により、骨髄に由来する細胞により生成されたスフィアを検討した」との内容となっているが、その論旨を明瞭にするには、骨髄に由来する細胞に限定して検討した事実を記載すべきである。しかし、他の由来、すなわち三胚葉に由来する細胞を検討した事実も記載しており、論旨が不明瞭といえる<sup>25</sup>。

- d. 本件博士論文 36 頁の第 2 章 2.5 項にある「The mechanisms or process to express pluripotent cell markers in spheres may be distinct from ES cells or iPS cells.」との文（別紙問題箇所一覧の⑮記載のもの）（以下「問題箇所⑮」という。）

問題箇所⑮は、「『スモール・セル』と iPS 細胞との区別ができる可能性がある」という事実を記載したとの内容となっているが、論旨を明瞭にするには、「スモール・セル」と iPS 細胞との比較データ等、それを理由づけるデータ、説明等を付することが望ましい。しかし、それらの記載が全くなされておらず、論旨が不明瞭といえる。

- e. 本件博士論文 68 頁の第 4 章 4.3.3 の本文 3 行目「Neural cells (ectoderm lineage)～」から 13 行目「～CK18 (Fig. 17x - A, B, C) was seen.」まで（別紙問題箇所一覧の⑯記載のもの）（以下「問題箇所⑯」という。）

問題箇所⑯は、「三胚葉に由来する細胞の in vitro における分化能性を確認するために、各細胞を分化誘導培地により培養し、多能性マーカーが発現するかどうかを確認する」との内容となっており、それを裏付けるものとして、「Fig. 17i - A, B, C」等と記載しているが、その論旨を明瞭とするには Fig. 17 がそれに沿うものでなければならない。しかし、Fig. 17 には、上記記号が付された画像は存在しない。よって、論旨が不明瞭である。

<sup>25</sup> なお、問題箇所⑭の 1 と本件博士論文の第 4 章 4.3.2 項 (66 頁) は、タイトル部分と図の番号 (2 箇所) が異なるだけで、他は全く同一の文章となっている。

(4) Tissue 誌論文の記載内容と整合性がない箇所

a. 本件博士論文 54 頁の Fig. 11 にある 3 枚の写真（別紙問題箇所一覧の⑰記載のもの）（以下「問題箇所⑰」という。）

問題箇所⑰に関しては、以下の事実が認められる。

- (a) 問題箇所⑰は、本件博士論文第 3 章 3.3.1 項 4 行目 6 語目「The addition of～」から 14 行目「～into endodermal tissue.」までに記載された本文の内容を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue 誌論文 611 頁左欄 11 行目 3 語目「The addition of～」から同頁右欄 11 行目「～into endodermal tissue.」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとして Fig. 4 の画像が掲載されている。
- (b) そのため、本件博士論文と Tissue 誌論文とが整合性を保つには、問題箇所⑰の左 (Ectoderm) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>26</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑰の左画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。
- (c) また、問題箇所⑰の中央 (Mesoderm) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>27</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑰の中央画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。
- (d) さらに、問題箇所⑰の右 (Endoderm) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>28</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑰の右画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。

よって、両論文は整合性がないといえる。本件博士論文は、Tissue 誌論文と、Tissue 誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとにして作成されたものであり、合理的な説明をしないまま、Tissue 誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載がなされている。

b. 本件博士論文 73 頁の Fig. 17 にある 27 枚の写真（別紙問題箇所一覧の⑱記載のもの）（以下「問題箇所⑱」という。）

問題箇所⑱に関しては、以下の事実が認められる。

---

<sup>26</sup> Fig. 4 の B

<sup>27</sup> Fig. 4 の E

<sup>28</sup> Fig. 4 の H

- (a) 問題箇所⑱は、本件博士論文第4章4.3.3に記載された本文の内容、すなわち「三胚葉に由来する細胞をそれぞれ分化誘導培地にさらす実験の結果」を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue 誌論文 611 頁右欄 14 行目「Spinal spheres, mysospheres, ~」から 612 頁右欄 4 行目「~procured from BM.」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとして Fig. 5 の画像が掲載されている。
- (b) そのため、本件博士論文と Tissue 誌論文とが整合性を保つには、問題箇所⑱の左 (spinal cord) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>29</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑱の左画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。
- (c) また、問題箇所⑱の中央 (muscle) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>30</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑱の中央画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。
- (d) さらに、問題箇所⑱の右 (lung) の画像と上記 Tissue 誌論文の画像<sup>31</sup>とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所⑱の右画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。
- (e) 加えて、問題箇所⑱の下の説明文と上記 Tissue 誌論文の Fig. 5 の説明文とは同一であるか、又は同一の内容を記載したものでなければならないが、問題箇所⑱の下の説明文<sup>32</sup>と上記 Tissue 誌論文の Fig. 5 の説明文との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。

よって、両論文は整合性がないといえる。本件博士論文は、Tissue 誌論文と、Tissue 誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとにして作成されたものであり、合理的な説明をしないうまま、Tissue 誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載がなされている。

**c. 本件博士論文 68 頁の第 4 章 4.3.4 項の本文 6 行目 4 語目「Tissue generated from spinal spheres ~」から 10 行目 1 語目「~duct like tissue (endoderm)**

<sup>29</sup> Fig. 5 の A

<sup>30</sup> Fig. 5 の C

<sup>31</sup> Fig. 5 の B

<sup>32</sup> 問題箇所⑱の下の説明文は、Tissue 誌論文の Fig. 4 の説明文と同一である。その結果、問題箇所⑱の下の説明文中には「Map2」「MyoD」という遺伝子名が存在するが、問題箇所⑱の上の画像にはそれらが存在しない。

(Fig. 18).」まで(別紙問題箇所一覧の⑱記載のもの)(以下「問題箇所⑱」という。)

問題箇所⑱に関しては、以下の事実が認められる。

- (a) 問題箇所⑱の内容、すなわち、「脊髄細胞スフィアから生成された組織が神経、筋肉、ダクトのような立方上皮を含んでいたこと」及び「筋肉細胞スフィアから生成された組織が上皮、筋肉、ダクトのような組織を含んでいたこと」を裏付けるものとしてFig. 18が言及されているところ、問題箇所⑱は、Tissue誌論文613頁左欄4行目2語目「Tissue generated from spinal spheres～」から9行目5語目「～duct-like tissue (endoderm; Fig. 6Cv, Cvi).」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとしてFig. 6のAi及びB並びにAii及びCの画像が掲載されている。
- (b) そのため、本件博士論文とTissue誌論文とが整合性を保つには、問題箇所⑱を裏付ける画像として、Tissue誌において言及されるFig. 6のAi及びB並びにAiiのように合計14枚の写真が示されなければならない。しかし、本件博士論文では、問題箇所⑱を裏付ける画像として、Fig. 18(7枚の写真)しか示されていない。

よって、両論文は整合性がないといえる。本件博士論文は、Tissue誌論文と、Tissue誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとにして作成されたものであり、合理的な説明をしないまま、Tissue誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載がなされている。

d. **本件博士論文74頁のFig. 18(別紙問題箇所一覧の⑳記載のもの)(以下「問題箇所⑳」という。)**

問題箇所⑳に関しては、以下の事実が認められる。

- (a) 問題箇所⑳は、本件博士論文第4章4.3.4項本文6行目4語目「Tissue generated from spinal spheres～」から8行目2語目「～duct like cuboidal epithelium (endoderm) (Fig. 18).」、及び同項本文8行目3語目「Tissue generated from myspheres～」から10行目1語目「duct like tissue (endoderm) (Fig. 18).」までに記載された本文の内容、すなわち、「脊髄細胞スフィアから生成された組織が神経、筋肉、ダクトのような立方上皮を含んでいたこと」及び「筋肉細胞スフィアから生成された組織が上皮、筋肉、ダクトのような組織を含んでいたこと」を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue誌論文613頁左欄4行目2語目「Tissue generated from spinal spheres～」から6行目6語目「～duct-like tissue (endoderm; Fig. 6Bv, Bvi).」、及び同頁6行目7語目「Tissue generated from myspheres～」から9行目5語目「duct-like

tissue (endoderm; Fig. 6Cv, Cvi).」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとして Fig. 6 の Ai 及び B 並びに Aii 及び C の画像が掲載されている。

- (b) そのため、本件博士論文と Tissue 誌論文とが整合性を保つには、問題箇所②の画像と上記 Tissue 誌論文の画像とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所②の画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。

よって、両論文は整合性がないといえる。本件博士論文は、Tissue 誌論文と、Tissue 誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとにして作成されたものであり、合理的な説明をしないまま、Tissue 誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載がなされている。

e. **本件博士論文 75 頁の Fig. 19 (別紙問題箇所一覧の②記載のもの) (以下「問題箇所②」という。)**

問題箇所②に関しては、以下の事実が認められる。

- (a) 問題箇所②は、本件博士論文第 4 章 4.3.4 項本文 10 行目 2 語目「Tissue generated from pneumospheres ~」から 11 行目 7 語目「~cartilage (mesoderm) (Fig.19), gland (ectoderm) (Fig.19).」に記載された本文の内容、つまり、「肺細胞スフィアから生成された組織が上皮、軟骨、腺を含んでいたこと」を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue 誌論文 613 頁左欄 9 行目 6 語目「Tissue generated from pneumospheres ~」から右欄 1 行目 3 語目「~cartilage (mesoderm; Fig. 6Diii, Div), and gland (ectoderm; Fig. 6Dv, Dvi).」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとして Fig. 6 の Aiii 及び D の画像が掲載されている。
- (b) そのため、本件博士論文と Tissue 誌論文とが整合性を保つには、問題箇所②の画像と上記 Tissue 誌論文の画像とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、問題箇所②の画像と上記 Tissue 誌論文の画像との間に同一性はなく、また、同一の事実を裏付けるものとは認められない。

よって、両論文は整合性がないといえる。本件博士論文は、Tissue 誌論文と、Tissue 誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとにして作成されたものであり、合理的な説明をしないまま、Tissue 誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載がなされている。

(5) 論文の形式上の不備がある箇所<sup>33</sup>

- a. 本件博士論文 29 頁の第 2 章 2.2.1 項の本文 14 行目「C. Trituration using thin-glass pipette」から同 17 行目「～by mechanical stress.」まで（別紙問題箇所一覧の②記載のもの）（以下「問題箇所②」という。）

問題箇所②は、『スモール・セル』をマウスの骨髄から分離する方法として 3 つの方法（「A. Cell sorter」、「B. Optimistic pressure」及び「C. Trituration using thin-glass pipette」）を提示し、その比較を行った上で、『C. Trituration using thin-glass pipette』の具体的内容を説明した内容となっているが、このような方法に関する具体的内容の記載であれば、記載すべきガラスピペットのサイズ、pipetting の回数等の諸条件を記載するのが論文の形式として必要であるが、それらが全く記載されておらず、論文の形式上の不備といえる。

- b. 本件博士論文 81 頁の第 5 章中に動物実験に関する手続の記載がないこと（別紙問題箇所一覧の③記載のもの）（以下「問題箇所③」という。）

問題箇所③は、動物実験に関する手続についての不記載である。

博士論文には、そのもととなった動物実験について、動物実験を行った研究機関における動物実験に関する各種規程を遵守したこと、及びそれらの機関の審査・承認等を得た旨の記載をすべきであるが、本件博士論文には、第 5 章のもととなる実験<sup>34</sup>につき、それが記載されておらず、論文の形式上の不備といえる。

- c. 本件博士論文末尾の Curriculum Vitae 記載の「Patent」の記載（別紙問題箇所一覧の④記載のもの）（以下「問題箇所④」という。）

問題箇所④は、本件博士論文に関係ある特許出願に関する事実を記載した内容であるが、もし博士論文に関係する特許権ないし特許出願が存在するのであれば、特許出願番号、特許登録番号、出願国、権利者又は出願人等の特許出願を特定する必要な情報を記載すべきであるが、たんに“Patent”との表題及び、“Haruko Obokata, Charles A. Vacanti. Sub Population of Retained Embryonic Like Cells”との記載しかなく、論文の形式上の不備といえる。

(6) 誤字、脱字がある箇所

本件博士論文には、数多くの誤字、脱字、英語の綴り間違い等が存在する。その主なものは別紙誤字等一覧のとおりである。

<sup>33</sup> いわゆる作法と呼ばれる問題である。

<sup>34</sup> 本件博士論文第 5 章のもととなる実験は理研 CDB 及び東京女子医大先端生命医科学センター（東京女子医大・早稲田大学連携先端生命医科学研究教育施設）において行われている。

## 2. 本委員会による認定の補足

### (1) 本件博士論文のもととなった実験の実在性<sup>35</sup>について

本件博士論文の第2章から第5章までは、小保方氏が自ら行った実験の結果等をもとに論述されたものである。この点、それらの実験の結果が真に存在することなく本件博士論文が作成されている場合には、大きな問題となり得るから、以下では、それらの実験の実在性について検討する。

#### a. 第2章から第4章のもととなった実験について

第2章から第4章までは、Tissue誌論文で論述されている実験と同一、又は、その一連のものとして行われた実験をもとに記載されている。

Tissue誌は、いわゆる査読付欧文学術雑誌であり、その分野の高度の専門的知識をもち、かつ独立、公平性の高い査読者が論文内容のオリジナリティ、教育的価値及び有効性を考慮に入れた上で、内容を評価、検証し、その結果、内容の明確性、正確性、論理性等が掲載に値するとされた場合のみ、掲載を許される。そのため、Tissue誌がその掲載を受理したことは、査読者が上記一連の実験の実在性に疑問をもたなかったことを示している。

この事実に加えて、本調査においては、以下の事情が認められた。

- (a) 小保方氏は、「これらの実験は主にハーバード大学で実施した。」「それを裏付けるデータ等（ラボスタッフ共通の実験ノート等）は同大学に存在する。」等と供述する。
- (b) S氏は、小保方氏と同様の供述をした上、さらに具体的に、

[REDACTED]

<sup>35</sup> ここにいう「実在性」とは、本件博士論文に記載されている実験が作業として実際に行われたと認められるどうか（全く行われていない作業をあたかも行ったかのように記載していないか）を問題としており、実験内容の科学的正確性や分析の合理性等を問題とするものではない。

[Redacted text block]

等と供述する<sup>36</sup>。

(c) 平成 21 年から平成 22 年の日付が入った小保方氏のノートの抜粋（写し）及び顕微鏡写真等の電子データ<sup>37</sup>が存在している。

これらの事情等に照らすと、本件博士論文第 2 章から第 4 章のもととなった実験の実在性を推認できる。

**b. 第 5 章のもととなった実験について**

第 5 章に記載された実験の概要は、1)（骨髄に由来する）細胞を用いてキメラ接合体（受精卵）を生成するための方法として、Aggregation Method（凝集法）と Injection Method（注入法）のいずれが適切かを確認する実験<sup>38</sup>、2)キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた成体マウスの体毛を観察し、骨髄細胞に由来する組織が存在するか否かを確認する実験<sup>39</sup>、3)キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた胎児を顕微鏡により観察し、骨髄細胞に由来する組織が存在するか否かを確認する実験<sup>40</sup>、及び 4)キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた胎児に存在する GFP 陽性な細胞について、免疫組織化学染色（Immunohistochemistry）を利用して、タンパク質（幹細胞マーカー）が発現しているか否かを確認する実験<sup>41</sup>というものである。これらは、Tissue 誌論文のもととなった一連の実験とは別のものであるため、各別にその実在性について検討する。

(a) （骨髄に由来する）細胞を用いてキメラ接合体（受精卵）を生成するため

<sup>36</sup>

[Redacted footnote text]

<sup>37</sup> これらのノートの一部及び電子データは小保方氏が本委員会に提出したものである。

<sup>38</sup> 本件博士論文第 5 章 5.2.1 及び 5.3.1 に対応する実験。

<sup>39</sup> 本件博士論文第 5 章 5.3.2 に対応する実験。

<sup>40</sup> 本件博士論文第 5 章 5.2.2 及び 5.3.3 に対応する実験。

<sup>41</sup> 本件博士論文第 5 章 5.2.3 及び 5.3.3 に対応する実験。

の方法として、Aggregation Method（凝集法）と Injection Method（注入法）のいずれが適切かを確認する実験について

小保方氏は、「骨髄に由来するスフィアには万能性マーカーが発現していて、テラトーマ形成などの分化能を有していることが分かったため、最も厳密な分化試験であるキメラマウスの作製を理研 CDB の U 氏に依頼した。」「細胞培養（Black6-GFP マウスからのスフィア培養）は東京女子医大で行い、その細胞を神戸まで運びキメラ実験を行った。キメラ実験として、平成 22 年 8 月 9 日及び 10 日に受精卵の作製と母親マウスの子宮への移植が行われた。」等と供述する。

U 氏は、「キメラマウスの作製に用いる受精卵の作成法として、凝集法と注入法の 2 種類がある。」「小保方氏から依頼を受けたキメラ実験として、平成 22 年 8 月 9 日及び 10 日に受精卵の作製と母親マウスの子宮への移植が行われた。」「その際に、受精卵の作成方法として凝集法と注入法の両方を行ったところ、8 月 10 日に行った凝集法による受精卵の作成（5 日目のスフィアを 20 個の受精卵に付着させた）の結果、子宮に移植する前の受精卵の状態、白いマウスの細胞と黒いマウスの細胞が混合しキメラになったことが確認できた。」等と供述する。

それらに加えて、それらの供述に沿う平成 22 年 8 月 9 日並びに 10 日の日付が入った小保方氏作成のノートの抜粋（写し）、及び顕微鏡写真等の電子データ、平成 22 年 8 月 9 日並びに 10 日の日付が入った U 氏のノートが存在していること等に照らすと、上記の実験の実在性を推認できる。

- (b) キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた成体マウスの体毛を観察し、骨髄細胞に由来する組織が存在するか否かを確認する実験

小保方氏は、「平成 22 年 8 月 9 日又は 10 日に作成されたキメラ受精卵が成長した成体マウスを、平成 22 年 12 月、理研 CDB から東京女子医大の研究室に移送し、平成 22 年 12 月 21 日に観察したところ、ほのかに黒い毛が入っているマウスを発見したため、剃毛すると GFP 陽性の皮膚が発見され、初めての成体でのキメラの成功例であると認識した。」等と供述する。

また、U 氏は、「平成 22 年 12 月に成体マウスを小保方氏に発送した。」等と供述する。

これらの供述に加えて、これらの供述に沿う小保方氏・U 氏間で交換された電子メール、及び小保方氏撮影の成体マウスの画像が存在していること等に照らすと、上記の実験の実在性を推認できる。

- (c) キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた胎児を顕微鏡により観察し、骨髄細胞に由来する組織が存在するか否かを確認する実験

小保方氏は、「平成 22 年 9 月 9 日から 11 日にも受精卵の作製と母親マウスの子宮への移植が行われた。」「その約 17 日後に、母親マウスから帝王切開によ

る胎児の取り出しが行われた。」「その胎児を東京女子医大の小保方氏の研究室に持ち帰り解析したところ、弱く GFP を発現している胎児を発見し顕微鏡撮影した。」等と供述する。

また、U氏は、「平成22年9月9日から11日にも受精卵の作製と母親マウスの子宮への移植が行われた。」「その約17日後に、母親マウスから帝王切開による胎児の取り出しが行われた。」等と上記の小保方氏の供述に沿う供述をしており、また「平成22年10月14日に、小保方氏から電子メールにて、『その胎児を東京女子医大の小保方氏の研究室に持ち帰り解析したところ、弱く GFP を発現している胎児を発見し顕微鏡撮影した。』との結果報告を受けた。」等と供述する。

これらの供述に加えて、これらの供述に沿う小保方氏のノート、小保方氏撮影の顕微鏡写真が存在していること等に照らすと、上記の実験の実在性を推認できる。

- (d) キメラ接合体（受精卵）を用いて得られた胎児に存在する GFP 陽性な細胞について、免疫組織化学染色（Immunohistochemistry）を利用して、タンパク質（幹細胞マーカー）が発現しているか否かを確認する実験  
小保方氏は、「この実験は実在する。」等と供述する。

U氏は、「平成22年12月2日、電子メールにて、小保方氏から、『GFP を発現している胎児につきジェノタイピングを行ったところ、一部の胎児に GFP 陽性の細胞が観察された。』との報告を受け、そのことを示す画像（Fig. 26 と同一の画像）を受領した。」等と供述する。

これらの供述に加えて、これらの供述に沿う電子メールが存在していること等に照らすと、上記の実験の実在性を推認できる。

### c. 小括

以上に鑑みると、本件博士論文第2章から第4章のもととなった実験については、Tissue 誌論文が Tissue 誌に掲載されていること、S 氏の供述等から、その実在性を認定できる。また、本件博士論文第5章のもととなった実験については、小保方氏の供述に沿う U 氏の供述、U 氏から提供を受けた関連資料等から、その実在性を認定できる。よって、本件博士論文については、そのもととなった実験の実在性を認定できる。

- (2) Tissue 誌論文からの転載が著作権侵害行為及び創作者誤認惹起行為といえるか

#### a. 著作権侵害行為該当性について

Tissue 誌論文は小保方氏、S 氏、Y 氏、R 氏、Q 氏、常田氏及び T 氏の共同執筆によるものであり、著作権者は同人ら（小保方氏、S 氏、Y 氏、R 氏、Q 氏、常田氏及び T 氏）である。

小保方氏、常田氏及びS氏らの各供述によると、小保方氏、S氏、Y氏、R氏、Q氏、常田氏及びT氏ら全員は、Tissue誌論文をもとに小保方氏が本件博士論文を作成することを了承していたこと、及びその了承にはTissue誌論文の文章を本件博士論文へ転載することも含んでいたことを認めることができる。

したがって、上記転載については、著作権者全員の同意があったといえ、小保方氏がTissue誌論文の文章及び図の一部を本件博士論文に転載した行為は著作権侵害行為とはならない。

**b. 創作者誤認惹起行為該当性について**

小保方氏がTissue誌論文の文章及び図の一部を本件博士論文に転載した箇所（以下「**Tissue誌論文転載箇所**」という。）は、本件博士論文の構成部分となっているところ、博士論文は作成者に学位を授与するか否かを審査するにあたって、作成者の博士課程中の研究成果、学識、研究者としての能力などの状況を審査員に示すための重要な資料として用いられている。

Tissue誌論文転載箇所には、Tissue誌論文から転載された文章・図表等であることを示す記載がないだけでなく、それを伺わせる記載もない。そのため、本件博士論文が、作成者を含め5名のものが共同で作成した文章・図表等であるにもかかわらず、作成者が単独で創作した文章等であるとの誤認を（審査員を含めた）本件博士論文読者に与える可能性が全くないとはいえない。

もっとも、平成22年度の本専攻においては、学位授与の要件として、「研究業績を示すに足りる学術論文または他の種の学術業績」が求められており（学位審査についての申し合せ<sup>42</sup>(II)）、具体的には、課程内博士については、審査分科会当日までに査読付欧文学術雑誌へ主たる論文が一報掲載又は掲載可となっていることが要件とされていた（平成22年当時の生命医科学専攻・博士学位取得の要件）。そして、博士論文は、当該査読付欧文学術雑誌に掲載が認められた論文をもとにして作成されることが一般的である上、本件博士論文に添付されたCurriculum Vitae（履歴書）において、「Original Papers（自著論文）」としてTissue誌論文を明記していること等から、本件博士論文はTissue誌論文をもとにして作成されたことは明らかであること、Tissue誌論文のもととなった一連の実験、及びTissue誌論文作成について、小保方氏が重要な働きをしたこと<sup>43</sup>、自分が共著者として作

<sup>42</sup> 本研究科における博士学位の意義や授与の要件を定めた内規の一つである。

<sup>43</sup> S氏は

成した論文を自分の博士論文に転載するとき、個々の転載箇所にその旨を明記することは、博士論文においては必ずしも慣行として確立したとはいえないこと等に照らすと、「真実は自己が創作した文章・図表等又は自己の実験等に基づいて得られた画像・データ等でないにもかかわらず、自己が創作の文章・図表等又は自己の実験等に基づいて得られた画像・データ等であると、読者に誤認させる可能性がある」行為とはいえない。

よって、小保方氏が Tissue 誌論文転載箇所を記載する行為は、創作者誤認惹起行為とはいえない。

**(3) 本件博士論文は作成初期段階の博士論文であるとの小保方氏の主張について**

**a. 小保方氏の主張の内容**

本調査において、小保方氏は、「本件博士論文は、最終的な完成版の博士論文ではなく、作成初期段階の博士論文を誤って製本してしまったものである。」等と供述する。また、小保方氏からは、かかる主張の根拠として、最終的な完成版の博士論文であると主張する論文（以下「小保方氏主張論文」という。）が平成 26 年 5 月 28 日に本委員会に対して提供され、小保方氏は、「小保方氏主張論文は、主査及び副査の本件公聴会における指導を受けて、公聴会時点の論文を修正して作成したものである。」等と供述する。そこで、以下では、かかる小保方氏の主張の真実性について検討する。

**b. 本件博士論文と小保方氏主張論文との主な差異の検討**

本件博士論文と小保方氏主張論文との主な差異は、概要、以下のとおりである。

- (a) 本件博士論文においては参考文献の番号が本文に個別的に記載されていないのに対し、小保方氏主張論文においては、それが記載されており、問題箇所①についても、各段落の末尾に転載元①に該当する文献番号が 13 回記載されている<sup>44</sup>。
- (b) 本件博士論文においては第 2 章から第 5 章の各章の末尾に参考文献が列挙されているのに対し、小保方氏主張論文においては第 5 章の末尾に参考文献が纏めて列挙されている。
- (c) 小保方氏主張論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は存在せず、小保方氏

等と供述をしている。

<sup>44</sup> 本文に番号が個別的に記載されているとはいえ、引用部分の特定がなされていない上、問題箇所①が約 4500 語にわたる多量の転載行為であること等に鑑みると、転載元①に該当する文献番号が記載されているからといって、問題箇所①が、引用（著作権法第 32 条）その他、著作権法上、適法とされる要件を充足することにはならない。そのため、小保方氏主張論文においても、著作権侵害行為であって、創作者誤認惹起行為である問題箇所①は、依然として存在するといえる。なお、問題箇所②、③の 1、③の 2、③の 3 及び⑧については、参考文献番号は記載されていない。

主張論文に参考文献として記載されているものには、著作権侵害行為、及び創作者誤認惹起的行為にあたる記載はない。

- (d) 本件博士論文にある Fig. 7 は、小保方氏主張論文には存在しない。
- (e) 本件博士論文の Fig. 10 は小保方氏主張論文には存在しない。
- (f) 本件博士論文には、小保方氏のテラトーマ形成実験の結果を示す Figure は2つ（本件博士論文の Fig. 18 及び Fig. 19）であるのに対し、小保方氏主張論文の Figure は3つ（小保方氏主張論文の Fig. 16、Fig. 17 及び Fig. 18）である。

c. 「本取り違えの主張」の真実性を裏付ける事実

- (a) 平成23年1月7日頃に、小保方氏が常田氏及び武岡氏に対して手交した博士論文の草稿（以下「公聴会時論文」という。）には、小保方氏のテラトーマ形成実験の結果を示す3つの Figure が掲載されていたこと  
常田氏らの供述等の関係各証拠<sup>45</sup>によれば、以下の事実を認定できる。
  - i. 平成23年1月7日頃、小保方氏は、論文審査員の主査を務める常田氏、及び副査を務める武岡氏に対して、公聴会時論文を手交した。小保方氏が公聴会時論文を手交した目的は、公聴会の際に、主査及び副査からその内容について修正指導をもらうことにあった。そのため、常田氏及び武岡氏は、公聴会時論文を受領した日から公聴会が開催された平成23年1月11日までの間に、公聴会時論文の内容を閲読していた。
  - ii. 平成23年1月11日に開催された本件公聴会において、小保方氏は、論文審査員を務める常田氏、武岡氏及びR氏を含む公聴会の出席者に対して、小保方氏の研究成果についてのプレゼンテーションを行った。当該プレゼンテーションの内容は、小保方氏が公聴会時論文の要約であるプレゼンテーション資料（以下「本件プレゼンテーション資料」という。）を参加者に配布するとともに、その資料内容と同じパワーポイント資料をスクリーンに投影した形で行われた。その際、主査及び副査は、公聴会時論文を確認しながら、プレゼンテーションを聴講していた。
  - iii. 小保方氏は本件公聴会のプレゼンテーションにおいて、本件プレゼンテーション資料の46頁、47頁及び48頁と同一のスライド、すなわち小保方氏のテラトーマ形成実験の結果を示す3つの画像をスクリーンに投影して、プレゼンテーションを行った。この3つの画像は、「三胚葉に由来する細胞により生成されたスフィアから取得された細胞が、神経、

---

<sup>45</sup> 本件博士論文、小保方氏主張論文、後に定義される本件プレゼンテーション資料等が関係各証拠に該当する。

筋肉及び肝実質細胞という、三胚葉に属する各組織の特徴を有する細胞のうち代表的なものに分化すること」を示すものであり、3つの画像があつて初めて意味があるものである。この3つの画像のうち2つは、本件博士論文のFigure (Fig. 18、Fig. 19) とほぼ同一であると認められるが、残りの1つは、本件博士論文には存在しないものである。一方、小保方氏主張論文のFigure (Fig. 16、Fig. 17、及びFig. 18) については、本件博士論文では存在しないものも含め、3つの画像が存在し、それらはスライドの画像と、ほぼ同一の画像であつた<sup>46</sup>。

- iv. 小保方氏のテラトーマ形成実験の結果を示す本件プレゼンテーション資料46頁、47頁及び48頁のスライドの画像は、小保方氏の研究成果における極めて重要な部分であり、小保方氏として、このような重要な点において、プレゼンテーション資料で取り上げる一方で、博士論文に記載しないという行為をする合理的理由は全くない。
- v. 主査及び副査は、公聴会時論文の内容を閲読した上で、本件公聴会に出席し、かつ公聴会時論文の内容を確認しながら、本件公聴会における小保方氏のプレゼンテーションを聴講していた。本件プレゼンテーション資料が、公聴会時論文の要約であることからすれば、テラトーマ形成実験の結果を示す画像について、本件プレゼンテーション資料の内容と公聴会時論文の内容に相違点があれば、主査及び副査が、当該相違点に気が付き注意するものであるが、本件公聴会においては、主査の常田氏及び副査の武岡氏はそれに気付かず、また、他の副査であるR氏からもその旨の注意はなされなかった。

これらの事実に照らすと、公聴会時論文には、本件プレゼンテーション資料46頁、47頁及び48頁のスライドの画像と同様に、小保方氏のテラトーマ形成実験の結果を示す3つのFigureが掲載されていたと推認できる。

- (b) 本件博士論文が本件公聴会後に公聴会時論文を修正して作成されたものであるという事実には決定的な疑問があること

上記Ⅱ. 2. (3) c. (a)で検討した事実を前提とすると、本件博士論文は、小保方氏が公聴会時論文について本件公聴会における主査及び副査による指導を受けて修正したものであるはずであるから、公聴会時論文と同様に、3つのFigureが掲載されていなければ不自然である。しかし、本件博士論文には2つのFigure

---

<sup>46</sup> 本件プレゼンテーション資料46頁のスライドの画像は、本件博士論文のFig. 18及び小保方氏主張論文のFig. 18とほぼ同一の画像である。本件プレゼンテーション資料47頁のスライドの画像は、小保方氏主張論文のFig. 17とほぼ同一の画像である。本件プレゼンテーション資料48頁のスライドの画像は、本件博士論文のFig. 19及び小保方氏主張論文のFig. 16とほぼ同一の画像である。

しか存在しない。

上記Ⅱ. 2. (3) c. (a) iii. 記載のとおり、Fig. 16、Fig. 17、及びFig. 18は、「三胚葉に由来する細胞により生成されたスフィアから取得された細胞が、神経、筋肉及び肝実質細胞という、三胚葉に属する各組織の特徴を有する細胞のうち代表的なものに分化すること」を示すものであって、小保方氏の研究成果の極めて重要な内容に関するものであり、Figure が3つ揃うことによって、小保方氏の研究内容が意味をもつものであることに照らすと、本件博士論文においてFigure が2つしか存在しないことは、本件博士論文が公聴会時論文を修正して作成されたものであるという前提事実について、決定的な疑問を生じさせるものといえる。

(c) 本件博士論文は本件公聴会以前の博士論文の草稿であること

常田氏らの供述等の関係各証拠<sup>47</sup>によれば、以下の事実が認定できる。

- i. 小保方氏は、本件公聴会前の平成22年11月13日に、常田氏が週に1度の頻度で開催しているゼミ（以下、小保方氏が参加した平成22年11月13日のゼミを「**本件ゼミ**」という。）に参加した。本件ゼミの前半では、博士論文の内容検討会として、小保方氏が、本研究科博士課程における研究成果のプレゼンテーションを、1時間程度で行った。本件ゼミでの小保方氏によるプレゼンテーションの進行は、小保方氏作成のゼミ資料（以下「**本件ゼミ資料**」という。）と同じパワーポイント資料をスクリーンに投影した形で行われた。本件ゼミ資料の4頁右下及び5頁左上においては、小保方氏によるテラトーマ形成実験の結果として、2つの画像が使用されている。
- ii. 本件ゼミ資料におけるテラトーマ形成実験の結果を示す2つの画像は、本件博士論文のFig. 18及びFig. 19とほぼ同一である。
- iii. 本件ゼミ資料については、本件公聴会が開催された平成23年1月11日までの間に、小保方氏主張論文のFig. 17とほぼ同一の画像である画像が追加され、本件プレゼンテーション資料の内容へと修正された。
- iv. 本件ゼミの目的が、公聴会に向けての予行演習的なものであることに照らすと、本件ゼミ資料の内容から本件プレゼンテーション資料の内容へ修正された点は、それぞれの時点での博士論文の草稿の内容においても、同様の修正が行われた可能性が高いといえる。
- v. 小保方氏は、平成22年11月初旬、博士論文の初稿を作成し、常田氏に対し、これを手交している。もっとも、小保方氏は、常田氏に対し、「ま

<sup>47</sup> 本件博士論文、小保方氏主張論文、後に定義される本件ゼミ資料等が関係各証拠に該当する。

だ論文が出来上がっていない」等と述べていた。

これらの事実、並びに上記Ⅱ. 2. (3)c. (a)及び(b)の事実には照らせば、本件博士論文は、本件ゼミの頃の小保方氏の検討内容に近いものであって、本件公聴会以前に作成された博士論文の草稿であると推認できる。

**d. 本取り違えの主張の真実性を裏付けるその他の事情**

さらに、上記Ⅱ. 2. (3)c. の「本取り違えの主張」の真実性を裏付ける事実の他、本調査においては、本取り違えの主張の真実性を基礎づける事情として、以下の事情が認められた。

- (a) 本件博士論文を作成していた当時、小保方氏が first author として執筆した Tissue 誌論文は、査読付欧文学術雑誌である Tissue 誌に受理されていた。したがって、小保方氏としては、Tissue 誌論文の内容を踏まえ、かつ論文審査員の指導に従い、博士論文を作成さえしていれば、本件博士論文審査には容易に合格できた蓋然性が高い。したがって、当時の小保方氏には、上記Ⅱ. 1. において検討した問題箇所を含む本件博士論文を、完成版の博士論文として提出する動機が認められない。
- (b) 本件公聴会において、武岡氏が、小保方氏に対して、参考文献に番号を付すべきとの修正指示を行ったとの事実が認められるところ、経験則に照らせば、学位請求者である小保方氏は、かかる武岡氏の指示に従うことが通常である（特に、参考文献の番号付け等の修正が容易なものについては、なおさらである。）。しかし、本件博士論文には、論文審査員の指示に従って修正した形跡が全く認められない。
- (c) 上記Ⅱ. 1. において検討したとおり、本件博士論文には、意味不明な記載や趣旨不明瞭な記載が認められるところ、論文の作成初期段階に、これらの記載を行い、その後、完成版の論文に至るまでの段階で、これらの記載を修正していくという、論文の一般的な作成過程に鑑みれば、本件博士論文に意味不明な記載や趣旨不明瞭な記載が存在することは、本件博士論文が博士論文の作成初期段階のものであったことを伺わせる。
- (d) 小保方氏主張論文が、本件博士論文の問題点を指摘され、最近作成したものだとなれば、「問題がある」等として報道等において厳しく批判がなされた序章の修正もなされているのが通常であるが、小保方氏主張論文の序章においては、この点が修正等されず残されている。また、ウェブサイトにおいて「問題がある」等として取り上げられている Fig. 6 の画像、Fig. 12 の I の画像、Fig. 17 等の修正がなされているのが通常であるが、やはり、小保方氏主張論文においては修正等されず残されている。
- (e) 本件博士論文を作成していた当時、小保方氏は、大病を患う母親の看病、U 氏とのキメラマウスの作製に関する実験等において、本件博士論文の作

成に多くの時間をかけられなかった。このような状況からすれば、作成初期段階の博士論文を完成版と誤って製本したとの小保方氏の主張は、あながち荒唐無稽であるともいえない。

e. **本取り違えの主張の真実性を否定する可能性のある事情**

一方、本調査においては、本取り違えの主張の真実性を否定する可能性のある事情として以下の事情が認められたが、否定する事情として、いずれも十分なものではない。

- (a) 本調査において、小保方氏から本取り違えの主張が初めてなされたのは、平成26年4月30日であったが、小保方氏が本委員会に対して小保方氏主張論文を送付したのは、同年5月27日であり、主張が初めてなされた時点から小保方氏主張論文の送付がなされるまでに1か月程度の期間が経過しており、このことは、本取り違えの主張の真実性を否定する可能性がある。

しかし、関係各証拠によると、「小保方氏は、本調査の期間中、病気を患い、入院中であったこと」、「小保方氏は、病気を患いながら、理研が本調査と並行して行っていたNature誌論文に関する調査への対応にあたっていたこと」等の事実が認められ、これらの事実によると、小保方氏は、本調査への対応に十分な時間を確保することができなかったことが伺える。さらに、小保方氏の供述等に照らすと、小保方氏は、本件博士論文を2冊しか製本せず、そのいずれも大学に提出したため、自分では本件博士論文を所持しておらず、本調査の対象となっている博士論文自体を把握できていなかった可能性も高いといえる。これらの事情に照らすと、小保方氏主張論文の送付までに一定程度の時間が必要であると考えerことは合理的であり、小保方氏主張論文の送付までに1か月の期間がかかったことは、必ずしも本取り違えの主張の真実性を否定する事情とはならない。

- (b) 武岡氏は、「本件公聴会において、小保方氏に対し、『optimistic pressure』という用語の誤りについて指摘し修正をするように発言した。したがって、公聴会直後の論文であれば、『optimistic pressure』という用語は『osmotic pressure』という正しい用語に修正されているはずである」等と供述する。しかし、公聴会に出席した複数人は、武岡氏のこのような発言を聞いた記憶がないと供述している<sup>48</sup>。また、常田氏が、「そのような単語を知らなかったので、言われても気が付かなかったかもしれない」等と供述するように、小保方氏自身も、武岡氏の指摘を正確に理解していない可能性を否定

---

<sup>48</sup> 常田氏及びP氏の供述である。

できず、そうすると、本件公聴会后、小保方氏が、武岡氏の指示した修正を行うことができなかつたとも考えられる。そして、小保方氏主張論文において、この点について、適切な修正がなされていないが、本件博士論文においても、同様に適切な修正がなされておらず、この点において、本件博士論文と小保方氏主張論文との間で差はない。したがって、武岡氏が指摘するように、本件公聴会直後の論文であれば、小保方氏が「optimistic pressure」を「osmotic pressure」に修正しているはずだとする武岡氏の推論は、必ずしも妥当とはいえず、本取り違えの主張の真実性を否定する事情とはならない。

- (c) 常田氏は、「本件公聴会において、小保方氏に対し、第1章に参考文献の記載がないことを指摘したとの記憶がある。」等と供述する。当該指摘は、第2章から第5章については章ごとに参考文献の記載があることを前提としての指摘であると考えられるところ、小保方氏主張論文においては、第5章に纏めて参考文献の記載がなされていることから、常田氏が、このような指摘を行っていたとすれば、本件公聴会において、常田氏が小保方氏主張論文よりも前の博士論文の草稿を閲読していたとは思えず、常田氏のかかる供述は本取り違えの主張を否定する事情になるようにも思える。しかし、常田氏は、「参考文献が個々の章ごとに記載されていたのか、第5章の最後に纏めて記載されていたのか明確ではない。」等とも述べており、常田氏の記憶は必ずしも鮮明なものではなく、この点の供述についての信用性も高くない。

したがって、常田氏の上記供述は、本取り違えの主張の真実性を否定する事情とはならない。

#### f. 結論

以上の検討からすると、本調査の対象となっている本件博士論文は、最終的な完成版の博士論文ではなく、本件公聴会以前の博士論文の草稿が、最終的な完成版の博士論文として誤って製本されてしまったものであるとの事実を認定することができる。

かかる認定のあと、次に問題となるのは、小保方氏が、最終的な完成版の博士論文として真に提出しようとしていた博士論文の内容である。

この点、小保方氏が供述するとおり、本調査において小保方氏が本委員会に対して提出した小保方氏主張論文が、最終的な完成版の博士論文と全く同一である可能性は相当程度あるといえる。

しかし、小保方氏が、マスコミ等で疑義が示された点について、最近になって修正等した上で論文を作成し直す時間的余裕が存在していたこと等に鑑みれば、小保方氏主張論文には、最近になってなされた修正が含まれている可能性を完全

には否定できず、小保方氏主張論文が最終的な完成版の博士論文と全く同一であると認定するには、証拠が十分でないというべきである<sup>49</sup>。

したがって、小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文については、その内容を完全には確定することはできないということとなる。

そのため、小保方氏主張論文には存在しない問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに問題箇所⑤が、小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文に存在していたか否かについて、さらに検討する必要がある。

(a) 小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は存在しなかったこと

本件博士論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨が存在するものの、小保方氏主張論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は存在しない。

この事実に加えて、小保方氏は、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨について、「参考文献の付け方も指導を受けたことがなかったので、一般的な参考文献のまとめ方もわからず、関連した内容の論文の文献リストが参考になるかと考え、いったん仮置きしたことを記憶している。」「その後、書き直しを進める過程で、一つ一つ確認して参考文献を付けた。」等と供述する。

かかる小保方氏の供述は、最終的な完成版の博士論文において、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨が存在しなかったことを示すものといえるところ、かかる供述に関しては、以下の事情が認められる。

- i. 参考文献を博士論文中に記載することは、それほど労力を要する作業ではない。
- ii. 問題箇所④、⑥、⑦及び⑨の記載は、他者が記載した参考文献の記載について、記載の順番、参考文献の番号等を何ら修正等せず、また、その一部は参考文献の表示のみでなく、他者が記載した参考文献番号までもそのまま転載しており、転載を隠蔽する意思が全く見受けられないところ、このことは、参考文献を仮に置いたとの小保方氏の主張と整合する。
- iii. 本件博士論文の第3章は本文が48頁から57頁までと短い内容であるのに対し、第3章の参考文献には本文の量にそぐわない38個もの参考文献が58頁から62頁にわたって記載されている。
- iv. 本件公聴会において、武岡氏が、小保方氏に対して、参考文献に番号を

<sup>49</sup> 小保方氏主張論文のワードファイルデータ等が確認できれば、本委員会の事実認定にとって有用な資料となるため、本委員会が小保方氏に対し小保方氏主張論文のワードファイルデータ等の提出を求めたところ、本委員会は、平成26年6月24日、小保方氏の博士論文に係る最新版のワードファイルデータを受領した。もっとも、小保方氏が最近になって当該ワードファイルデータに修正を加えたことから、当該ワードファイルデータのプロパティ情報は更新されてしまっており、本委員会の事実認定の資料として、当該ワードファイルデータを使用することはできなかった。

付すべきとの修正指示を行ったとの事実が認められるところ、経験則に照らせば、学位請求者である小保方氏は、かかる武岡氏の指示に従うことが通常であるのに、本件博士論文の本文には、それらの番号が一切付されていない。

以上の事情に鑑みると、小保方氏の上記供述の信用性は高いといえ、小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨は存在しなかったと推認できる。

(b) 小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文には、問題箇所⑤が存在しなかったこと

本件博士論文には、問題箇所⑤が存在するものの、小保方氏主張論文には、問題箇所⑤は存在しない。

この事実に加えて、小保方氏は、問題箇所⑤について、「博士論文の初期の段階で『細胞を培養した結果、三胚葉に属する各組織の特徴を有する細胞に分化した』という関係を、一般的な多数の読者の理解を容易にするためには、その特徴を端的に示す画像を使用する必要があるかもしれないと思ひ、掲載位置を吟味することなく、かつ、それに付された説明文との関係性を考慮することなく、とりあえず原稿に問題箇所⑤を掲載していたものであり、もともと自分で取得したデータとして用いるつもりもなかった。博士論文では一般的な多数の読者を想定していないことから、初期の段階後の草稿ではそれを消していた。」等と供述する。

かかる小保方氏の供述は、最終的な完成版の博士論文において、問題箇所⑤が存在しなかったことを示すものといえるところ、かかる供述に関しては、以下の事情が認められる。

- i. 問題箇所⑤の画像は、その形状等によれば、細胞がその形態を三胚葉に属する細胞に分化したことを示すものであるところ、本件博士論文には同じ事実を示す結果として、実験により得られた、Fig. 11（骨髄細胞を三胚葉に属する細胞に分化させた結果を示す染色写真）、Fig. 12（骨髄細胞その他の細胞を三胚葉に属する細胞に分化させた結果を示す染色写真）及びFig. 14（テラトーマの染色写真）が掲載されており、Fig. 11、12及び14に加えて、あえて問題箇所⑤を掲載する必要性は極めて乏しい。
- ii. 問題箇所⑤は、本件博士論文第3章3.3.1項の本文1行目「When representative bone marrow derived～」から4行目5語目「～MyoD(mesoderm) and alpha-fetoprotein (AFP, endoderm) (Fig. 10).」までに記載された本文の内容、つまり、「分化した細胞が三胚葉に属する特定の遺伝子、すなわち Map2、MyoD 及び AFP を発現した」という趣旨を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue 誌論文

611 頁左欄 4 行目「When representative BM-derived～」から 8 行目 1 語目「～MyoD (mesoderm), and AFP(endoderm).」までに記載された本文の内容と同趣旨のものである。そして、Tissue 誌論文では、その本文を裏付けるものとして、問題箇所⑤の画像とは異なり、電気泳動の結果を示す Tissue 誌論文 Fig. 4 の A が掲載されている。そうであれば、本件博士論文においては、問題箇所⑤ではなく、Tissue 誌論文 Fig. 4 の A と同一の図が掲載されることが予定されていたと伺われる。

- iii. 小保方氏の本文中の記載を裏付ける実験結果として Tissue 誌論文 Fig. 4 の A が存在する以上、小保方氏としては、それを記載すれば、自己の主張の実験結果を裏付ける画像としては十分だったのであり、問題箇所⑤を、最終的な完成版の博士論文に掲載する必要性は全くない。
- iv. 問題箇所⑤の下段 3 枚の画像の形状を分析すると、本件博士論文の他の画像と異なり、「Neuron (神経)」、「Muscle (筋肉)」及び「Hepatocyte (肝臓)」について、それぞれの組織がもつ特徴を端的に示すものであり、読者の理解を容易にするために、実際の実験結果ではなく、それぞれの組織がもつ特徴を端的に示すための画像として使用するつもりだった可能性も否定できない。

以上の事情に鑑みると、小保方氏の上記供述の信用性は高いといえ、小保方氏が真に提出しようとしていた最終的な完成版の博士論文には、問題箇所⑤は存在しなかったと推認できる。

**g. 本取り違えの主張に係る認定が本件博士論文の問題箇所に与える影響**

上記Ⅱ. 2. (3)f. のとおり、小保方氏は、本件公聴会以前の博士論文の草稿である本件博士論文を最終的な完成版の博士論文として製本し審査分科会等に対して提出したものである。そうすると、小保方氏としては、上記Ⅱ. 1. に記載した問題点を含む本件博士論文を提出する意思はなかったにもかかわらず、本件博士論文を製本し審査分科会等に対して提出していたことになる。

このように考えると、小保方氏は、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文において存在する問題箇所については、その存在を認容<sup>50</sup>していたといえるが、真に提出しようとしていた博士論文に存在しない問題箇所については、その存在を認容していなかったといえる。

そこで、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文において、上記Ⅱ. 1. において検討した本件博士論文の問題箇所が存在するか否かを検討することが必要

<sup>50</sup> ここでの認容とは、「小保方氏が、上記Ⅱ. 1. において認定した本件博士論文の問題点が含まれていることを認識した上で、それでも構わないとして、最終的な完成版の博士論文に掲載しようと考えていたこと」を意味する。

となるが、問題箇所に対する小保方氏の認容の有無が特に問題となるのは、下記Ⅲ. 2. において検討するとおり、問題箇所①から⑨であるため、ここでは、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文において問題箇所①から⑨が存在していたか否かを検討する。

この点、上記Ⅱ. 2. (3) e. で検討したとおり、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに問題箇所⑤は存在しなかったと推認できる。

一方、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3及び⑧については、小保方氏が最終的な完成版の博士論文であると主張し、最近になって小保方氏が行った修正等が含まれている可能性のある小保方氏主張論文にも存在する以上、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文にも、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3及び⑧が存在していたと認定できる。

そうすると、小保方氏は、問題箇所①から⑨のうち、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3及び⑧については、その存在を認容していた一方、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに問題箇所⑤については、その存在を認容せずに、本件博士論文を製本し審査分科会等に対して提出していたことになる。

#### **h. 小保方氏の責任**

上記Ⅱ. 2. (3) f. のとおり、小保方氏は、本件公聴会以前の博士論文の草稿である本件博士論文を最終的な完成版の博士論文として製本し審査分科会等に対して提出したものである。しかし、このことは、小保方氏の責任の程度が低減することを意味するものではない。

小保方氏が製本する論文を誤ったことは、本件博士論文に存在する問題箇所の一部についての小保方氏の認容を否定するものではある。しかし、本件公聴会以前の博士論文の草稿を、最終的な完成版の博士論文として誤って製本し、本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出した行為が、小保方氏の重大な過失による行為であることは明白である。また、かかる重大な過失は、博士学位の取得を目指す学位請求者としてあるまじき真剣味が欠落した態度がもたらしたものであり、信じがたい程の杜撰な行為である。

そして、かかる極めて杜撰な行為の結果として、本件博士論文が製本化され、上記Ⅱ. 1. において検討した本件博士論文における問題点が報道等において騒がれ、早稲田大学のレピュテーションや本研究科における博士学位の価値が大きく毀損されている現状に鑑みれば、小保方氏の責任の程度は、極めて重い。

#### **i. 本研究科・本専攻の制度及び運営上の欠陥・不備の深刻さ**

上記Ⅱ. 2. (3) f. のとおり、小保方氏は、本件公聴会以前の博士論文の草稿である本件博士論文を最終的な完成版の博士論文として製本し審査分科会等に対して提出したものである。

この点、下記V.においても検討するが、本研究科・本専攻の学位授与の審査過程においては、公聴会までの間は、指導教員（主査）及び副査が博士論文を精査することが予定されているものの、公聴会后、特にいったん博士論文が完成し製本されてしまった後には、その内容について、誰一人閲読せずに、博士論文として合格し、学位が授与され得る制度及び運用となっている。このことは、主査及び副査が審査し公聴会において合格相当であると話し合われた博士論文が、公聴会でなされた指示通りに修正された上で製本され審査分科会等に提出されるものであることを担保するシステムがないことを意味する。また、それにとどまらず、主査及び副査が公聴会において審査した博士論文とは全く異なる内容の博士論文が製本された上で審査分科会等に提出されることを防止するシステムがないことをも意味する。

このため、小保方氏以外でも、このような論文の取り違えが発生し得る環境が存在するといえる。早稲田大学という極めて高いレピュテーションを有する大学において、このような博士論文の取り違えを防止するための対策がとられずに博士学位が授与されていることは、誰もしが想定していない事態であり、学位授与の審査過程の欠陥・不備は、極めて深刻なものであるといわざるを得ない。

#### (4) 検討の対象としたその他の箇所について

##### a. 本件博士論文 41 頁の Fig. 6 について

Fig. 6 は、本件博士論文第 2 章 2.3.4 項第 2 段落に記載された本文の内容、つまり、「骨髄及び三胚葉に由来する細胞により生成されたスフィアの形態等」を裏付けるものとして掲載されているところ、上記本文は、Tissue 誌論文 609 頁右欄 25 行目 6 語目「Spheres of up to 150  $\mu\text{m}$  ~」から 39 行目「~five generations in this experiment.」までに記載された本文の内容と同趣旨のものであり、同論文ではそれを裏付けるものとして Fig. 1 の画像が掲載されている。そのため、本件博士論文と Tissue 誌論文とが整合性を保つには、Fig. 6 の画像と上記 Tissue 誌論文の Fig. 1 の画像とは同一であるか、又は同一の事実を裏付けるものでなければならないが、Fig. 6 の画像(A)、(B)、(D)及び(J)と上記 Tissue 誌論文の Fig. 1 の画像(A)、(B)、(D)及び(J)との間に同一性は明確には認められない。

しかし、小保方氏は、「帰国後も実験を続けており、日本の顕微鏡の方が高性能であったため、画像を差し替えた。」等と供述し、その供述に沿う顕微鏡画像のデータが存在する<sup>51</sup>。よって、Tissue 誌論文の記載と矛盾等、整合性のない記載と認定することはできない。

<sup>51</sup> 平成 26 年 5 月 28 日付けで小保方氏から本委員会に対して提出された。

b. 本件博士論文 43 頁の Fig. 8 及び 72 頁の Fig. 16 について

これらの画像は、Tissue 誌論文においても掲載されているものであるが、Tissue 誌論文においては、その責任著者である T 氏により、これらの画像の一部削除を内容とする一部訂正が行われている。

しかし、上記 T 氏の一部訂正は、Tissue 誌の編集者により受理されており、その後、Tissue 誌論文についての取り消し (Retraction) 等の動きは生じていない。Tissue 誌はいわゆる査読付欧文学術雑誌であり、Tissue 誌論文に記載された実験等について、査読者が疑問をもつに至れば取り消す等がなされると考えられるところ、Tissue 誌論文にそのような動きがなく、そのまま維持されているということは、上記一部訂正を経て、結局のところ、査読者がその内容に疑問をもつには至らなかったことを示しているといえる。

以上の事実に照らすと、Fig. 8 及び Fig. 16 の掲載行為が実験結果欺罔行為に該当するとはいえず、また、著作権侵害行為、及び創作者誤認惹起的行為に該当することを示す証拠はない。

### III. 本件博士論文の内容の信憑性及び妥当性の検証、並びに学位取り消し規定の該当性について

#### 1. 本件博士論文の内容の信憑性及び妥当性

本件博士論文には、本件博士論文の論理的妥当性に疑問を生じさせる問題箇所、すなわち意味不明な記載といえる箇所（問題箇所⑩及び⑪）、論旨が不明瞭な記載といえる箇所（問題箇所⑫から⑬）、Tissue 誌論文の記載内容との整合性がない箇所（問題箇所⑭から⑯）、論文の形式上の不備がある箇所（問題箇所⑳から㉑）、及び誤字・脱字（別紙誤字等一覧）が多数ある上、論文作成者の資質を疑われる問題箇所、すなわち著作権侵害行為であり、かつ創作者誤認惹起行為といえる箇所（問題箇所①から⑨）も多数あること等に照らすと、本件博士論文を読んだ者が、本件博士論文の結論に至る論述の妥当性、及び本件博士論文の結論が信憑性のあるものと認識しうる程度は、著しく低いといわざるを得ない。

そのため、仮に本研究科の博士論文の審査体制及び博士学位授与の審査体制に重大な欠陥・不備（下記V.3.(5)記載）がなければ、本件博士論文が博士論文として合格し、小保方氏に対して博士学位が授与されることは到底考えられなかったといえる。

#### 2. 学位取り消し規定の該当性

##### (1) 早稲田大学学位規則第23条第1項の要件

上記III.1.を前提に、小保方氏に対する博士学位取り消しの可否について検討する。この点、本件博士論文に信憑性、論理的妥当性がなく、かつ、学位授与の前提となる博士論文として合格するに値するものでなかったとしても、必ずしも、それが学位取り消しを妥当とするとの結論に直ちに結びつくものではない。

学位の取り消しについては、早稲田大学学位規則により、「本大学において博士、修士または専門職学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該研究科運営委員会および研究科長会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする」と定められている（第23条第1項）。そのため、博士学位取得者について、博士学位授与後に、博士学位取得にふさわしくない事由が判明したとしても、この規定に該当しなければ、既に与えられた博士学位を取り消すことはできない。

##### (2) 早稲田大学学位規則第23条第1項の要件該当性を判断する際の留意点

大学から博士の学位を授与された者は、それを前提として就職する等、生活の基盤及び社会的関係を築いており、それに伴い、多くの人がある前提のもと、その者との社会的関係を築いていくのが通常であるところ、学位を取り消すことは、学位授与を前提として形成された、これらの生活及び社会的関係の多くを基礎から破壊することになり、学位を授与された者及びその者と関わり合いをもった多くの者に

対し、不利益を中心とする多大な影響を与えることになる。

早稲田大学学位規則第 23 条第 1 項の要件該当性を判断するにあたっては、上記留意点に配慮した上で厳格に行われなければならない。

### (3) 学位取り消し規定の解釈と適用(1)：「不正の方法」

#### a. 「不正」の定義

上記規則第 23 条第 1 項に定められた「不正の方法」の定義に関する早稲田大学の規則等は存在しない<sup>52</sup>。そのため、「不正の方法」とは何かについては、解釈に委ねられることになる。

この点、不正の方法にあたるには、まず不正（行為）がなければならないが、会社法等、「不正」の用語を含む法令の条文の解釈等に照らすと、不正（行為）とは、違法（行為）、すなわち「具体的な法規に反する」、「社会的相当の範囲を逸脱して、実質的に法秩序に反する<sup>53</sup>」行為、及び「信義則に反する<sup>54</sup>」行為をいうと解釈できる<sup>5556</sup>。

#### b. 本件博士論文における不正（行為）の有無

- (a) 著作権侵害行為は、著作権法という具体的な法規により認められた権利を侵害する違法行為である。また、創作者誤認惹起行為は、自己が創作した文章・図表等又は自己の実験等に基づいて得られた画像・データ等であると、読者に誤認させる可能性がある行為という意味で、「社会的相当の範

<sup>52</sup> 早稲田大学においては、「研究活動に係る不正防止に関する規程」を定め、本規程において、「研究活動に係る不正行為」の類型を定め、「試資料等の捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、または調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること」等が不正行為として定義づけられているが、学位規則第 23 条第 1 項の解釈に際して、これらの定義づけが参照されることが予定されているわけではない。

<sup>53</sup> 金子宏、新堂幸司、平井宜男編集代表「法律学小辞典第 4 版」有斐閣

<sup>54</sup> 信義則とは、信義誠実の原則ともいう。「人の社会共同生活は、相互の信頼と誠実な行動によって円滑に営まれるべきものであるとの考えに基づき、権利義務という法律関係の履行についても同様の行動をとることを求める法理」をいう。（法令用語研究会編著「法律用語辞典第 2 版」有斐閣）

<sup>55</sup> 会社法第 569 条第 2 項第 3 号は、特別清算の手続における協定に関する不認可の要件として、「協定が不正な方法によって成立するに至ったとき」と定めているが、この不正について、「協定の決議をなす過程において、信義誠実に反する不当な方法が用いられるあらゆる場合」をいうと解釈されている（江頭憲治郎編著「論点体系会社法 4」344～355 頁）。また、民事再生法第 174 条第 2 項は、再生計画の不認可の要件として、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」と定めているが、この不正とは、「贈収賄および再生債権者に対する特別な利益の供与等のほか信義則に反する行為」と解されている（新注釈民事再生法 下）。

<sup>56</sup> 文科省ガイドラインにおいては、不正行為について、「発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用である」とした上で、「ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。」と定義づけられている。この定めは、文科省ガイドラインが定義するこれらの行為が過失によってなされた場合は、「捏造」等にあたらないとの趣旨なのか、又は「捏造」等にはあたるが、その捏造等は「不正行為」にあたらないとする趣旨なのかについて判然としない。いずれにせよ、本報告書では、文科省ガイドラインが定義づけるこれらの行為が、故意・過失にかかわらず、不正（行為）にあたるとしている点で、文科省ガイドライン上の不正行為よりも広い意義である。

囲を逸脱して、実質的に法秩序に反する」といえ、やはり「不正」行為といえる<sup>57</sup>。

したがって、問題箇所①から⑨は、上記規則にいう「不正」行為にあたる。

- (b) 問題箇所のうち、意味不明な記載といえる箇所（⑩及び⑪）、論旨が不明瞭な記載と言える箇所（⑫から⑬）、Tissue 誌論文の記載内容との整合がない箇所（⑭から⑯）、及び論文の形式上の不備がある箇所（⑰から⑱）は、不適切な行為<sup>58</sup>ではあるが、「具体的な法規に反する」、「社会的相当の範囲を逸脱して、実質的に法秩序に反する」にあらず、違法行為（不法）にはあたらない。また、「否定的に捉えられ、修正、削除等が望まれる行為」であっても、審査員の信頼を裏切る不誠実な行為ではないため、信義則に反するともいえない。

よって、問題箇所①から⑨以外の本件博士論文中の問題箇所は、上記規則にいう「不正」行為にはあたらない。

#### c. 「不正の方法」の定義

しかし、不正（行為）のすべてが、不正の方法にあたるわけではない。「不正の『方法』」の「方法」の文言は、行為者が、自己に対する学位授与に向けて、上記Ⅲ. 2. (3) a. に定義された「不正」行為を行う意思（不正行為の事実についての認容）をもって、不正行為を行うことが必要であることを示している<sup>59</sup>。つまり、学位の授与の過程、その前提となる博士論文の作成過程等に不正行為があっても、行為者が当該不正行為の事実を認容しておらず、行為者の過失によって不正行為が生じた場合には、学位を取り消すことができない。

#### d. 本件博士論文における小保方氏の認容の有無

上記Ⅱ. 2. (3) 記載のとおり、小保方氏は、本件公聴会以前の博士論文の草稿を誤って製本した結果、本件博士論文を本件審査分科会や本件運営委員会に提出したものである。そして、小保方氏が真に提出しようとしていた博士論文には、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに⑤は存在しなかったと認定できる。

したがって、小保方氏は、本件博士論文の製本時点及び提出時点において、上

<sup>57</sup> 仮に、違法行為といえなくても、審査員の信頼を裏切る不誠実な行為であるので、信義則に反する行為であることは明らかである。

<sup>58</sup> 本報告書において「不適切な行為」とは、否定的に捉えられ、修正、削除等が望まれる行為をいう。

<sup>59</sup> 一般的な字義からして、「方法」とは、「目的を達するための手段。または、そのための計画的措置」（「広辞苑・第6版」岩波書店）をいう。また、民事再生法第174条の「不正の方法」についても、社会通念上不正と認められるすべての行為が「計画案が可決されることに向けられた」ことが必要であると解釈されている（須藤英章「民事再生の実務」新日本法規出版株式会社）。さらに、最高裁昭和42年11月8日判決刑集21巻9号1197頁は、旧物品税法第18条第1項第2号にいう「不正の行為」について、「遁脱の意図をもって、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるようななんらかの偽計その他の工作を行うこと」をいうと判示している。

記Ⅲ. 2. (3)b. において検討した本件博士論文における不正行為のうち、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに⑤については、これらの問題箇所が本件博士論文に含まれていることを認容していなかったものといえる。そうであれば、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに⑤については、小保方氏の過失によって、不正行為がなされたものであり、上記規則上の「不正の『方法』」に該当しない。

一方、上記Ⅲ. 2. (3)b. において検討した本件博士論文における不正行為のうち、小保方氏主張論文においても依然として認められた問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3及び⑧については、本件博士論文の製本時点及び提出時点における、小保方氏によるこれらの問題箇所の存在の認容を認めることができる。よって、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3及び⑧については、小保方氏が、これらの不正行為の事実を認容してなした行為であり、上記規則上の「不正の方法」に該当する。

(4) 学位取り消し規定の解釈と適用(2)：「不正の方法『により』学位の授与を受けた」

a. 「により」の定義

早稲田大学学位規則第23条第1項上の「不正の方法により学位の授与を受けた」における「により」の文言は、不正の方法と学位の授与という結果との間に因果関係が必要であることを示している<sup>60</sup>。つまり、学位の授与の過程、その前提となる博士論文の作成過程等に不正の方法があっても、その不正の方法と学位の授与との間に因果関係がなければ、学位を取り消すことができない。因果関係とは「ある行為がなければ、その結果がなかったという関係が認められること」を意味している。したがって、因果関係があるといえるためには、少なくとも、不正の方法が学位授与（その前提としての博士論文合格）に対して重大な影響を与えることが必要だといえる<sup>61</sup>。

b. 本研究科・本専攻における学位授与及び博士論文合格決定に至る過程の実態

上記Ⅲ. 2. (3)で「不正の方法」と認定した問題箇所が学位授与に与えた影響等を検討するためには、本研究科における学位授与、博士論文合格決定の実態を検討する必要がある。この点、本調査においては、本研究科における学位授与及び博士論文合格決定に至る過程について、以下の事情が認められた。

(a) 学位授与及び博士論文合格決定過程において、査読付欧文学術雑誌に論文

<sup>60</sup> 民事再生法第189条は、再生計画の取り消しの要件として、「再生計画が不正の方法により成立したこと」を定めている。「不正の方法により成立した」とは、「不正行為と再生計画の決議との間には、因果関係が必要である」（「破産・民事再生の実務」310頁）、「不正行為があっただけでは足りず、再生計画の成立の原因となっていることを要する」（「注釈民事再生法」114頁）と解釈されている。

<sup>61</sup> 刑法学の犯罪成立要件としての因果関係、民法学の不法行為成立要件としての因果関係の解釈においては、因果関係は、結果を行為者に客観的に帰責するための行為と結果の結びつきとして理解されている。

が掲載された（掲載予定である）ことが重視されること

- i. 平成 22 年度当時の本研究科・本専攻においては、博士学位授与の要件のうち、各研究科の定めた所定の単位の修得について、「研究業績を示すに足りる学術論文または他の種の学術業績」を要件として求めており（学位審査についての申し合せ 2(Ⅱ)）、具体的には、課程内博士については、審査分科会当日までに査読付欧文学術雑誌に主たる論文が一報掲載又は掲載可となっていることが要件とされていた（平成 22 年当時の生命医科学専攻・博士学位取得の要件）。
  - ii. 科学の分野における論文は、実験の結果とその分析を主たる内容とする。論文の作成者は、実験内容を論文に記載し、その論文が審査され、査読付きの学術雑誌に掲載される。そのため、実験の内容もまた、学術雑誌における査読の対象となり、学術雑誌がその掲載を受理したことは、査読者が上記一連の実験の実在性に疑問をもたなかったことを示している。
  - iii. 科学の分野においては、論文の作成力も重要であるが、それ以上に、論文の基礎となった実験の科学的価値が重視される。早稲田大学における博士論文の審査において、査読付欧文学術雑誌に主たる論文が一報掲載又は掲載可となっていることを学位授与の要件としているのは、博士論文の科学的な価値の評価を、第三者というべき査読付欧文学術雑誌による評価に委ねていることを示している。
  - iv. 大学によっては、査読付きの学術雑誌に掲載された論文を纏め、前書を付けるという形式の博士論文をも認めている。本専攻ではこの方式を原則として認めていないが、本専攻が許容した場合には、そのような方式による博士論文の作成を認めている<sup>62</sup>。
  - v. 以上のとおり、本研究科の学位授与及び博士論文合格決定過程においては、査読付欧文学術雑誌に論文が掲載された（掲載予定である）ことが非常に重視されていた。
- (b) 学位請求時点で指導教員及び本専攻の教室会議による学位授与に係る予備的な判断が下されており、学位授与に際してはその判断が重視されること
- i. 本研究科の場合、学位請求者の申出を受けた本専攻の指導教員は、学位

---

<sup>62</sup> 「学位審査についての申し合せ」は、「学位請求論文は学位請求者の学術研究業績をまとめて新しく作成することを原則とする。学位請求論文が請求者の単名の論文を主体とする場合は、適当な前文を付して、その論文の別刷集をもって構成することがあってもよいが、その判断は各専攻に委かせる。」（第 3 項）とする。

授与の要件を満足しているか否かを、申出を受けた時点で予備的に判断することとなっている。その上で、その判断に関する資料を添えて、本専攻の教室会議に対して、学位審査を提案する。

- ii. 本専攻の教室会議は、学位授与の要件についての予備的な判断を行い、予定される論文審査員及び審査分科会の構成員の原案を作成し、本研究科の研究科長に対して提出する。
- iii. 当該教室会議の予備的な判断の直後に、学位請求者による学位請求手続が行われる。
- iv. 学位請求を受けた本研究科の教務担当教務主任、学生担当教務主任及び教務副主任で構成される会議体（以下「主任会」という。）は、本専攻の教室会議で審査された研究業績を中心とした説明に基づき、審査分科会の編成、及び論文審査員の人選を協議し、専攻間の意見の調整を行った上で、これらの原案を本研究科運営委員会に対し提案する。
- v. 以上のとおり、平成 22 年度の本専攻においては、学位請求手続よりも前の段階で、指導教員及び教室会議によって、学位請求者が学位授与の要件をみたしているか否かを、予備的に判断することとなっていた。したがって、学位授与の要件をみたさない学位請求者の場合には、そもそも学位請求が受理されない運用となっており、その一方で、学位請求が受理されれば、通常は、学位授与がなされる運用となっていた。

(c) 指導教員及び主査の指摘に従って、必要な修正をすること

- i. 通常、学位請求者は、博士論文の草稿を作成し、論文審査の主査を務める指導教員及び副査に対して、これを提出する。主査及び副査は、提出された博士論文の原稿を丁寧に検討し、修正が必要な箇所を指摘し、学生は、その指摘を踏まえて博士論文の草稿を修正し、再度主査及び副査の検討を仰ぐ。このようなやり取りを（必要に応じ複数回）繰り返し、主査の最終確認を経た上で、博士論文の最終的な完成版が作成される。
- ii. 審査分科会及び研究科運営委員会においては、主査及び副査による修正の過程が適正になされていることが前提とされており、審査分科会審査においては、博士論文の内容についての詳細な検討は行われない。
- iii. 小保方氏の場合でも、このような本来あるべき審査がきちんと行われていれば、上記Ⅱ. 1. で検討した問題箇所はすべて解消され、その結果、博士論文は合格し、正しく博士の学位が与えられていた蓋然性が高い。

c. **本件博士論文において不正の方法と認定した問題箇所が学位授与に与えた影響**

上記Ⅲ. 2. (4)b. で論じた視点を踏まえ、上記Ⅲ. 2. (3)で「不正の方法」と認定した問題箇所について、個々に検討する。

(a) 問題箇所①

上記Ⅱ. 1. に記載のとおり、問題箇所①は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。そして、問題箇所①が存在する本件博士論文第1章は、博士論文の導入部分として、博士論文で取り上げるテーマを理解するために必要となる前提知識や、当該テーマに関連する過去の先人による研究成果等を記載するものであり、論文作成者の学識、問題意識等を示す重要な部分であること、依拠して作成されたものは約4500語と多量であること、それが占める割合は本件博士論文の第1章の約80%、本件博士論文全体の約20%、転載元①の約80%と大きく（いずれも頁数ベース）、実質的同一性が極めて高いといえること等に照らすと、その記載の存在は、学位授与に一定程度の影響を与えたといえる。

もともと、その一方で、第1章は、博士論文の導入部分であって研究結果の記載に比べれば科学論文である本件博士論文中の重要性は、やや劣る<sup>63</sup>。

当該事情及び上記Ⅲ. 2. (4)b. の事情等に照らせば、問題箇所①は、学位授与に一定程度の影響を与えたとはいえるが、重大な影響を与えたとはいえず、問題箇所①と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

(b) 問題箇所②

上記Ⅱ. 1. に記載のとおり、問題箇所②は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。そして、問題箇所②は第1章の一部を構成するものであるが、第1章は、博士論文の導入部分として、博士論文で取り上げるテーマを理解するために必要となる前提知識や、当該テーマに関連する過去の先人による研究成果等を記載するものであり、論文作成者の学識、問題意識等を示す重要な部分である。そのため、問題箇所②の存在は、学位授与に影響を与えなかったとはいえない。

もともと、その一方で、問題箇所②を含む第1章は、博士論文の導入部分であって、研究結果の記載に比べれば科学論文である本件博士論文中の重要性は、やや劣る。また、問題箇所②は、マウスの成長と成体幹細胞に関する一般的・基礎的な知識をわかりやすく説明するための簡便な図であって、論文の本質的な部分ではないといえる。

これらの事情及び上記Ⅲ. 2. (4)b. の事情等に照らせば、問題箇所②は、学位授与に影響を与えなかったとはいえないが、重大な影響を与えたとはいえず、問題箇所②と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

---

<sup>63</sup> また、著作権侵害行為についていえば、転載元①は米国政府（の機関）の著作物として、米国法適用においては著作権法上の保護を受けないとされていることから、著作権侵害行為としては、その侵害の程度は小さいといえる。

(c) 問題箇所③の1

上記Ⅱ.1.に記載のとおり、問題箇所③の1は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。そして、問題箇所③の1は第1章の一部を構成するものであるが、第1章は、博士論文の導入部分として、博士論文で取り上げるテーマを理解するために必要となる前提知識や、当該テーマに関連する過去の先人による研究成果等を記載するものであり、論文作成者の学識、問題意識等を示す重要な部分である。そのため、問題箇所③の1の存在は、学位授与に影響を与えなかったといえない。

もともと、その一方で、第1章は、博士論文の導入部分であって、研究結果の記載に比べれば科学論文である本件博士論文中の重要性は、やや劣る。また、問題箇所③の1は、スモール・セル（芽胞様幹細胞）の基本的概念に関する一般的・基礎的な知識をわかりやすく説明するための簡便な図であって、論文の本質的な部分ではないといえる。

これらの事情及び上記Ⅲ.2.(4)b.の事情等に照らせば、問題箇所③の1は、学位授与に影響を与えなかったとはいえないが、重大な影響を与えたとはとはいえず、問題箇所③の1と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

(d) 問題箇所③の2

上記Ⅱ.1.に記載のとおり、問題箇所③の2は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。

もともと、問題箇所③の2は、三胚葉に由来する細胞がそれぞれスフィアを形成するという単なる事実をわかりやすく説明するための簡便な図であって、本件博士論文における小保方氏の研究結果の本質的な部分ではないといえる。

当該事情及び上記Ⅲ.2.(4)b.の事情等に照らせば、問題箇所③の2は、学位授与に重大な影響を与えたとはいえず、問題箇所③の2と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

(e) 問題箇所③の3

上記Ⅱ.1.に記載のとおり、問題箇所③の3は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。

もともと、問題箇所③の3は、三胚葉に由来する細胞がそれぞれ三胚葉に属する細胞に分化するという単なる事実をわかりやすく説明するための簡便な図であって、本件博士論文における小保方氏の研究結果の本質的な部分ではないといえる。

当該事情及び上記Ⅲ.2.(4)b.の事情等に照らせば、問題箇所③の3は、学位授与に重大な影響を与えたとはいえず、問題箇所③の3と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

(f) 問題箇所⑧

上記Ⅱ. 1. に記載のとおり、問題箇所⑧は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為にあたる。

もともと、問題箇所⑧は、万能性を検証する実験に関する一般的・基礎的な知識をわかりやすく説明するための簡便な図であって、本件博士論文における小保方氏の研究結果の本質的な部分ではないといえる。

当該事情及び上記Ⅲ. 2. (4)b. の事情等に照らせば、問題箇所⑧は、学位授与に重大な影響を与えたとはいえず、問題箇所⑧と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

### 3. 小括

以上のとおり、早稲田大学において、いったん与えられた学位を取り消すためには、「不正の方法により学位の授与を受けた事実」が存在する必要があるところ、本件博士論文に含まれる問題箇所のうち 11 個は、著作権侵害行為かつ創作者誤認惹起行為であり、「不正」行為には該当するといえる。

しかし、そのうち、問題箇所④、⑥、⑦及び⑨、並びに⑤については、小保方氏の過失によって不正行為がなされたものであり、「不正の『方法』」に該当しない。

また、その他の問題箇所①、②、③の 1、③の 2、③の 3 及び⑧については、小保方氏が、これらの不正行為の事実を認容してなした行為であり、「不正の方法」には該当するものの、そのいずれもが、学位授与に重大な影響を与えたとはいえず、これらの問題箇所と学位授与との間に因果関係があったとはいえない。

そして、そのほかに、本件博士論文において「不正の方法」に該当する問題箇所は見当たらない。

したがって、本委員会は、本件博士論文に関して小保方氏が行った行為には、学位取り消しを定めた学位規則第 23 条第 1 項上の「不正の方法により学位の授与を受けた事実」は認められず、小保方氏に対し与えられた学位を取り消すことはできないと判断する。

#### IV. 本件博士論文の作成指導過程における問題点の検証

##### 1. 本研究科・本専攻における学生の指導過程について

###### (1) 指導教員による研究指導

早稲田大学の大学院では、学生の研究指導を担当する教員を「指導教員」といい（早稲田大学大学院学則第7条第2項）、研究指導は、原則として、早稲田大学の教授、准教授、講師、助教、特任教授、客員教授及び客員准教授が行うこととなっている（早稲田大学大学院学則第19条第2項）。

また、本研究科では、学生が入学時に選んだ研究指導の担当教員が、指導教員を務めることとなっており（研究科要綱「博士課程」(1)）、学生による博士論文の作成、その他研究一般については、指導教員の指示に従うこととされている（研究科要綱「博士課程」(3)）。

###### (2) 外部研究制度

早稲田大学の大学院では、各研究科の運営委員会等において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所（外国の大学の大学院又は研究所を含む。）とあらかじめ協議の上、早稲田大学の大学院に在籍する学生について、他大学の大学院又は研究所において研究指導を受けさせることができる（早稲田大学大学院学則第10条）（以下、本制度を「外研」という。）。

また、本研究科では、外研を2か月以上行う場合、指導教員が所属する専攻の教室会議で了承を得た上で、本研究科の学生担当教務主任に対して学生の情報や目的などを報告する必要がある（学生の派遣又は受入を行う場合の内規<sup>64</sup>第1条）。

なお、学生が外研を行う場合であっても、研究指導などを委託する早稲田大学の指導教員は、当該学生に対する「指導教員」の地位を失うわけではなく、当該学生の生活全般の指導について、適切な対応を行うこととされている（学生の派遣又は受入を行う場合の内規第2条）。

##### 2. 指導教員の法的義務について

上記IV. 1. のとおり、早稲田大学の大学院においては、原則として、早稲田大学の教授、准教授、講師、助教、特任教授、客員教授及び客員准教授が指導教員を務めることとなっている。

この点、各指導教員と早稲田大学との関係は雇用契約であるから、各指導教員は、

---

<sup>64</sup> 本内規は平成22年6月に制定されたものであり、本件の小保方氏について直接の適用があるものではない。もっとも、本専攻においては、本内規の制定前から、本内規と一定程度同様の取扱いがなされており、例えば、小保方氏がハーバード大学で外研を行うことについては、平成21年4月8日の本研究科の主任会において、報告・協議がなされている。

雇用契約上、学生の研究指導に際して必要な注意を払う義務を負っている。また、早稲田大学の教員は、大学の理念、目的及び社会における使命を自覚し、教育及び研究並びに大学及び本属である大学院等の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならない（教員の服務に関する規程第3条第1項）、各指導教員は、誠実に学生の研究指導を行う義務を負っている。

これらのことから、早稲田大学の指導教員は、学生が自立した研究者になるための適切な指導を行う義務を負っていると考えられる。具体的には、学生による個々の研究について、定期的にその内容や成果を確認した上で、研究の意義や改善点等を指摘することが求められる。また、研究そのものに限られず、自立した研究者として必要となる研究倫理に関する考え方や論文作成の作法や知識等についても指導を行うことが求められる。

なお、学生が外研を行っている場合、個々の研究に関する具体的な指導については、指導教員ではなく外研先の担当者が行うこととなるが、指導教員も、その地位を失うわけではない以上、研究指導を委託した指導教員として、誠実に学生の研究指導を行う必要があると考えるべきである。具体的には、学生による個々の研究については、学生や外研先と十分に連絡を取り合い、その内容や状況を把握しておく必要があると考えられる。また、自立した研究者として必要となる研究倫理に関する考え方や論文作成の作法や知識等については、基本的には、早稲田大学の学内で研究指導を行っている場合と同程度の指導を行うことが求められるといえる。

### 3. 本件博士論文の作成指導の問題点

#### (1) 常田氏による指導の問題点

##### a. 本委員会が認定した事実

小保方氏の指導教員を務めたのは、常田氏である。

常田氏らの供述、常田氏から提供を受けたメール等の関係各証拠によると、常田氏による本件博士論文の作成指導過程に関しては、以下の事実が認められる<sup>65</sup>。

- (a) 小保方氏は、早稲田大学先進理工学部の3年次であった平成16年に、常田氏が担当するゼミに加入した。この頃の小保方氏の研究分野は、微生物の研究に関するものであった。
- (b) 小保方氏は、平成18年の1月に、常田氏に対して、本件博士論文の内容となる再生医療の研究に対する関心・興味を申し出た。常田氏は、小保方氏が再生医療の研究を開始することに賛成したが、再生医療は常田氏が専

---

<sup>65</sup> 以下のIV. 3. (1)a. (m)及びIV. 3. (1)a. (n)の事実における常田氏の行為は、本件博士論文審査の主査という立場で行っているとも評価し得る。

門とする研究分野と異なっていたことから、小保方氏に対し、東京女子医大での研究を勧めた。かかる常田氏の勧めに応じ、小保方氏は、平成18年4月から、本研究科の修士課程に進学すると同時に、東京女子医大の先端生命化学研究所研修生として、Q氏及びR氏の指導の下、東京女子医大の先端生命医科学センターにおいて、再生医療の研究を開始した。

- (c) 小保方氏は、本研究科の修士課程に在籍していた平成18年4月から平成20年3月にわたって、東京女子医大において研究を行った。この間の小保方氏の研究分野は、再生医療分野の中でも細胞シート工学の研究に関するものであった。この間、常田氏は、週に1度の頻度で開催されるゼミにおいて、小保方氏の研究内容を一定程度、確認するようにしていた<sup>66</sup>が、Q氏及びR氏に対して、小保方氏の研究内容や状況を定期的に確認するようなことはしていなかった。
- (d) 小保方氏は、平成20年5月に、R氏の友人であるS氏の紹介により、ハーバード大学において外研を行うこととなった。常田氏は、小保方氏がハーバード大学で外研を開始することができるよう、指導教員としてこれを承認するとともに、ハーバード大学での小保方氏の研究内容に関して、S氏との間で、メールで連絡をとる等していた。
- (e) ハーバード大学での小保方氏の研究は、平成20年9月から平成21年3月末までの6か月間、及び平成21年4月第1週から平成21年8月末までの5か月間にわたって行われた。この間の小保方氏の研究分野は、再生医療分野の中でも幹細胞生物学に関するものであった。この間、常田氏は、メールにより小保方氏の研究や論文作成の状況を時折確認していたが、小保方氏自身やハーバード大学での指導教員にあたるT氏やS氏に対して、小保方氏の研究内容や状況を定期的に確認するようなことはしていなかった。
- (f) 本件博士論文は、小保方氏のハーバード大学での研究内容を中心とするものであるが、その構成は、平成21年8月頃に小保方氏が決定したものである。この点、常田氏は、小保方氏の研究分野が学部、修士課程及び博士課程とそれぞれ異なっていたことから、ハーバード大学での外研を開始する以前に小保方氏が行っていた研究内容を博士論文に含めること等を、小保方氏に対し提案している。もっとも、平成21年8月頃、ハーバード大学から帰国した小保方氏は、上記提案をした常田氏に対して、「ハーバー

---

<sup>66</sup> このゼミは、常田氏の研究室に所属する学生による研究成果の報告・発表部分とグループディスカッション部分で構成されている。

ド大学での研究内容が非常に画期的で価値の高いものであったため、その研究成果にしぼって、博士論文を執筆したい」等と述べ、博士論文の内容を決定した。

- (g) ハーバード大学から帰国した平成 21 年 8 月から本研究科博士課程を修了する平成 23 年 3 月までの間、小保方氏は、本研究科の修士課程在籍時と同様に、基本的には<sup>67</sup>、東京女子医大先端生命医科学センターにおいて外研を行っていた。この間の小保方氏の研究分野は、ハーバード大学での研究内容と同様に、幹細胞生物学に関するものであったが、キメラマウスの作製が中心的なテーマであり、U 氏の協力の下に、研究は行われていた。この間、常田氏は、週に 1 度の頻度で開催されるゼミにおいて、小保方氏の研究内容を一定程度、確認するようにしていたが、Q 氏、R 氏及び U 氏に対して、小保方氏の研究内容や状況を定期的に確認するようなことはしていなかった。
- (h) 平成 22 年 10 月末、小保方氏は、学位申請受理時の必要書類である博士論文概要書の草稿を作成し、その内容について、常田氏の指導を仰いでいる。常田氏は、博士論文概要書について、文字数、各章の構成、内容等についての修正指示及び修正を行った。小保方氏は、かかる常田氏の修正指示に従い博士論文概要書を完成させ、平成 22 年 11 月 11 日に、学位申請を行った。
- (i) 平成 22 年 11 月初旬、小保方氏は、博士論文の草稿を作成し、その内容について、常田氏の指導を仰いだ。もっとも、この時点での博士論文の草稿は、完成版の博士論文にはほど遠いもので、小保方氏も「まだ論文が出来上がっていない」等と述べていた。常田氏は、現時点で詳細なコメントをしても仕方がない等と考え、口頭で内容面について簡単な指摘のみを行い、詳細な指導は行わなかった。
- (j) 小保方氏は、平成 22 年 11 月 13 日に、本件ゼミに参加した。
- (k) 本件ゼミの前半においては、博士論文の内容検討会として、小保方氏が、博士論文の内容とすることを検討している研究成果のプレゼンテーションを 1 時間程度行った。本件プレゼンテーションの進行は、本件ゼミ資料と同じパワーポイント資料をスクリーンに投影した形で行われた。本件ゼミでの小保方氏によるプレゼンテーションは、公聴会で行うプレゼンテーション、及びそのもととなる博士論文の内容について、常田氏から指導を

---

<sup>67</sup> 平成 22 年 4 月中旬、小保方氏は、3 週間程度、ハーバード大学において研究を行う等しているが、それ以外の期間は、ほぼ東京女子医大の先端生命医科学センターにおいて研究を行っていた。

受けるために、公聴会の予行演習的に行われたものであって、本件ゼミでの小保方氏によるプレゼンテーション後には、小保方氏と常田氏との間で、本件プレゼンテーションの内容等についての質疑が行われた。

- (l) 本件ゼミの後半においては、グループディスカッションとして、小保方氏を含む4名の学生と常田氏との間で、小保方氏が行っている直近の研究成果について、議論が行われた。本件ゼミでのグループディスカッションの進行は、小保方氏が参加者に配布したディスカッション用の資料に基づき、行われた。常田氏は、本件ディスカッション用の資料に、検討点等を書き込み、小保方氏と議論を行った。
- (m) 平成23年1月7日頃、小保方氏は、本件公聴会での審査の対象として、公聴会時論文を作成し、これを常田氏に対して手交した。常田氏は、本件公聴会において、小保方氏に対し、公聴会時論文の複数の修正点について、公聴会時論文に赤字で書き込んだ<sup>68</sup>。
- (n) 常田氏は、平成22年11月初旬に博士論文の草稿を受け取ったときから平成23年1月7日頃に公聴会時論文を受け取るまでの間、小保方氏に対し、博士論文の提出やその内容について指導を行うことはなかった。
- (o) 平成22年度に常田氏が指導を担当していた学生数は、15人であった<sup>69</sup>。
- (p) 上記Ⅱ.1.において検討した本件博士論文の問題箇所のうち、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3等の多くの問題箇所は、小保方氏主張論文においても、依然として認められる。

#### b. 本委員会の評価

上記Ⅳ.3.(1)a.のとおり、常田氏は、小保方氏の指導教員として、小保方氏が自立した研究者になるための適切な指導を行う義務を負っていたものである。

この点、上記本委員会が認定した事実によると、常田氏には以下の義務違反が認められる。

- (a) 公聴会時論文作成に至るまでの義務違反

常田氏は、週に一度の頻度で開催されるゼミにおいて小保方氏の研究内容や状況を一定程度は確認するようにしていたものの、外研先の指導教員に対する確認等は行っておらず、小保方氏に対する指導が十分であったとは言い難い。

また、小保方氏がハーバード大学において外研を行っている間は、小保方氏

<sup>68</sup> 常田氏は、第1章に参考文献の記載がないこと等を具体的な問題点として指摘したと述べるが、参考文献が個々の章ごとに記載されていたのか、第5章の最後に纏めて記載されていたのか明確ではない等とも述べており、この点に関する常田氏の供述の基礎となる記憶の信頼性は必ずしも高くない。

<sup>69</sup> なお、常田氏の研究室に所属する学生の数は、平成20年度は28人、平成21年度は21人、平成23年度は18人、平成24年度は22人、平成25年度は28人であった。

がゼミにも参加しておらず、致しかたないところもあるが、常田氏による小保方氏に対する指導はなされていなかった。

さらに、常田氏は、小保方氏の指導教員として、博士論文の内容に関する助言や博士論文の概要書の修正等の作業、本件ゼミでの小保方氏によるプレゼンテーションや直近の実験結果についての質疑・議論こそ行っているものの、平成22年11月初旬に博士論文の初稿を受け取ったときから平成23年1月7日頃に公聴会時論文を受け取るまでの間、小保方氏に対し、博士論文に関する個別の研究指導を行わなかった。

そして、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら本件博士論文に存在する問題箇所の多くが依然として認められることからすると、公聴会時論文においても、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在する問題箇所が多く存在していたことが推認できるのであって、常田氏が、本件公聴会までに指導教員として博士論文の内容等について十分な研究指導を行ったとは認められない。

(b) 本件公聴会時の義務違反

本件公聴会において、常田氏は、小保方氏の指導教員として、公聴会時論文の内容を適切に審査し、小保方氏に対し適切な修正指示を行うべきであった。そうすれば、本件公聴会後に小保方氏が公聴会時論文の修正を行うことにより、小保方氏が、博士学位の意義に値する博士論文を作成できた可能性があった。しかし、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在した問題箇所の多くが依然として存在しているのであって、常田氏が、指導教員として、公聴会時論文について、十分な精査を行い、本件公聴会において適切な修正指示を行ったとは認められない。

(c) 常田氏の指導教員としての義務違反

このように、常田氏は、小保方氏の指導教員として、小保方氏の研究の進捗状況を十分に確認しておらず、また本件博士論文の内容や作成作法等についての十分な研究指導を行っていない。かかる常田氏の行為は、誠実に小保方氏に対して研究指導を行うべき指導教員としての義務を怠ったものといえる。

特に、常田氏は、研究倫理に関する考え方や論文作成の作法や知識等の指導については、小保方氏が外研を行っていたとはいえ、基本的には、早稲田大学の学内で研究指導を行っている場合と同程度の指導を行うことが求められていたところ、上記Ⅱ.1.のとおり、小保方氏が、多数の著作権侵害行為及び創作者誤認惹起行為を行っていたことからすれば、小保方氏の研究倫理に関する考え方や論文作成の作法や知識等は不十分だったといえ、これらの事項に対する常田氏の指導は徹底されていなかったといえる。

なお、常田氏が、このような義務違反に及んだ背景として、常田氏の研究室の学生が多すぎるといった問題点を指摘できる。本研究科・本専攻の制度上、各教員の研究室の学生受入人数については、各教員の裁量によって決定することが可能であったが、常田氏の研究室においては、常田氏が十分に研究指導を行い得ないほど、学生過多になっていた可能性を指摘する声がある<sup>70</sup>。

(d) 常田氏の指導教員としての義務違反により生じた結果

そして、適切な研究指導が行われていれば、小保方氏は、より適切な内容の博士学位の意義に値する博士論文を作成できた可能性があったにもかかわらず、常田氏のかかる指導教員としての義務違反により、小保方氏は、本件公聴会時点において、多数の問題箇所を含んでいたと推認できる公聴会時論文を作成する結果となった。

また、本件博士論文の問題点が報道等において騒がれ、早稲田大学のレピュテーション低下や本研究科における博士学位の価値が大きく毀損されている現状等に鑑みると、小保方氏がハーバード大学等の外研先において常田氏の専門外の研究を行っており、研究指導を行うことが難しかったという常田氏に同情すべき点を考慮したとしても、指導教員としての義務に反し、これらの結果を生じさせた常田氏には、下記V. 3. (1)b. で述べた主査としての義務違反とあいまって、非常に重い責任があると評価できる<sup>71</sup>。

(2) 本研究科・本専攻における制度上及び運用上の欠陥・不備

常田氏による小保方氏に対する研究指導が十分に行われず、その結果として上記II. 1. の問題箇所を含む公聴会時論文等が完成したことについては、以下に述べる、本研究科・本専攻における博士論文の作成指導に関する制度上の欠陥・不備も大きな原因になったと指摘できる。

a. 外研を行う学生に対する指導の限界

本件においては、上記IV. 3. (1)a. 及びIV. 3. (1)b. のとおり、常田氏による小保方氏に対する研究指導が十分に行われていなかったが、その理由として、常田氏の外研を行う学生に対する指導には限界があるという問題点が挙げられる<sup>72</sup>。

<sup>70</sup> 常田氏自身は、「指導が難しい人数ではない」等と供述するが、常田氏の指導状況を知る関係者数名が、「常田氏の研究室は学生数が多く、十分に研究指導を行い得ないのではないか。」等と供述する。

<sup>71</sup> 本報告書は懲戒処分の内容等について検討することを目的とするものではないが、一般論として述べれば、常田氏の責任のレベルは、解任を伴う懲戒処分をもたらす程のものではないといえる。

<sup>72</sup> この点、平成22年度に常田氏が指導を担当していた学生のうち、外研を行っていたのは、6人であった（なお、平成20年度は13人、平成21年度は9人、平成23年度は7人、平成24年度は7人、平成25年度は10人であった。）。外研を行う学生について、常田氏自身は、「週に1度の頻度で開催されるゼミを大事にしており、なるべく学生に目が届くように指導している。」等と供述するが、常田氏の指導状況を知る関係者数名が、「常田氏の研究室は、外部の研究先に研究指導を任せすぎているのではないか。」等と供述する。

本研究科・本専攻の制度上、学生が外研を行った場合の明文上のルールは平成22年6月まで存在しなかった。また、平成22年6月には、学生の派遣又は受入を行う場合の内規が制定されたものの、同内規においては、外研を2か月以上行う場合の事前手続、及び指導教員が外研を行う学生に対して適切な対応を行うべき義務を定められているのみであり、現在でも、指導教員が、外研先や学生に対していかなる関与を行っていくべきかについては、一切のルールが存在しない。そのため、外研を行う学生の研究内容や状況に対する研究指導は指導教員の完全な裁量に委ねられ、外研を行う学生に対する研究指導が十分になされないようになるという本研究科・本専攻の制度及び運営上の欠陥・不備を指摘できる。

#### b. 異なる研究分野に対する指導の限界

本件においては、上記IV.3.(1)a.及びIV.3.(1)b.のとおり、常田氏による小保方氏に対する研究指導が十分に行われていなかったが、その理由として、研究分野が異なる学生に対する常田氏の指導には限界があるという問題点が挙げられる<sup>73</sup>。

本研究科・本専攻の制度及び運営上、博士課程の学生については、学生が入学時に選んだ指導教員について、学生の研究分野が異なった場合であっても、これを変更する運用が確立されておらず、また変更のための具体的な要件も定まっていなかった<sup>74</sup>。そのため、学生が指導教員と異なる研究分野を志した場合、指導教員は、自己の専門分野とは異なる研究分野についての研究指導が求められることとなり、その結果、指導教員の適切な研究指導が行われなくなるという本研究科・本専攻の欠陥・不備を指摘できる。

#### 4. 小括

以上に鑑みると、本件博士論文の作成指導に関して、常田氏は、小保方氏の指導教員として、小保方氏の研究の進捗状況を十分に確認しておらず、また博士論文の内容や作成作法等についての十分な研究指導を行っておらず、非常に重い責任があると評価できる。一方で、常田氏による研究指導が十分に行われなかった背景としては、外研を行う学生に対する指導の限界、及び異なる研究分野に対する指導の限界という本研究科・本専攻における問題が指摘できる。

<sup>73</sup> この点、常田氏自身も、小保方氏の研究内容が常田氏の研究分野と大きく異なることは認めているところであり、また、常田氏の指導状況を知る関係者数名が、「常田氏は小保方氏の研究内容を十分には理解できていなかったと思う。」等と供述する。

<sup>74</sup> 本研究科の研究科要綱においては、修士課程の学生に関し「特別な事情がある場合には、関連教員の許可を得て、第2年度の初めに専攻分野内でほかの研究指導に移ることができる。」と定められており、博士課程の学生に関しても、これが一応は準用されている。

## V. 小保方氏に対する博士学位授与の審査過程における問題点の検証

### 1. 本研究科・本専攻における学位授与に係る審査体制について

#### (1) 博士学位授与の要件

早稲田大学においては、博士学位は、①博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上の在学、②各研究科の定めた所定の単位の修得、③所要の研究指導の受講、及び④博士論文の審査及び試験への合格の各要件（早稲田大学大学院学則第14条第1項）をみたし、博士課程を修了した者に授与される（早稲田大学学位規則第4条、早稲田大学大学院学則第15条）。

本研究科・本専攻においては、博士学位の意義について、文科省の「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする」と定める学位規則の一部を改正する省令第3条に準拠するとされている。その上で、平成22年度当時の本研究科・本専攻は、上記博士学位授与の要件のうち、各研究科の定めた所定の単位の修得について、「研究業績を示すに足りる学術論文または他の種の学術業績」を要件として求めており（学位審査についての申し合せ2(II)）、具体的には、課程内博士については、審査分科会当日までに査読付欧文学術雑誌へ主たる論文が一報掲載又は掲載可となっていることが要件とされていた（平成22年当時の本専攻・博士学位取得の要件）。

#### (2) 博士論文の審査

上記博士学位授与の要件のうち、博士論文の審査については、各研究科の運営委員会が選任した各研究科の3名以上の教員が、論文審査員となり審査を行う（早稲田大学学位規則第12条第1項）。なお、各研究科運営委員会が必要と認めるときは、当該研究科以外の本大学の教員又は教員であった者、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に対して、学位論文の審査を委嘱することができる（早稲田大学学位規則第12条第2項、同条第3項）。

各研究科運営委員会は、これら3名以上の論文審査員のうち1人を主査として、指名しなければならない。なお、他の大学院又は研究所等の教員等を、主査として指名することはできない（早稲田大学学位規則第12条第4項）。

#### (3) 学位審査の手続

平成22年度当時の本専攻における学位審査の手続とその順序は以下のとおりである（平成22年度当時の学位審査に関する内規）。

##### a. 学位請求の申出と取扱い

学位請求を求める学生が、学則・規則の定める学位請求手続を行う。

なお、通常は、学生による正式な請求手続の前に、指導教員が学位授与の要件

をみたしているか否かを予備的に判断し、資料を添えて、本専攻の教室会議に対し、学位審査を提案し、当該提案を受けた教室会議も、学位授与の要件についての予備的な判断を行っている。

**b. 主任会の協議と研究科運営委員会による受理**

本研究科の主任会は、本専攻の教室会議で審査された研究業績を中心とした説明に基づき、審査分科会の編成、及び論文審査員の人選を協議し、専攻間の意見の調整を行った上で、これらの原案を本研究科運営委員会に対し提案する。提案を受けた本研究科の運営委員会は、学位請求の受理を承認し、審査分科会及び論文審査員を決定する。

ただし、制度としては上記のように定められているものの、本専攻における実際の運用としては、審査分科会については、主査の所属する専攻の教員により構成されることが通常である。また、論文審査員についても、主査は指導教員が務め、副査は主査が任意に指定した人物が務めることが通常である。

**c. 公聴会<sup>75</sup>**

主任会における受理から審査分科会における合否判定までの審査の過程において、公聴会が開催される。公聴会では、学位請求者が、公開の場において、論文審査員に対して、自身の研究成果を発表する。また、論文審査員から、公聴会での発表内容や博士論文の内容について、誤りや改善点等の指摘がなされる。

**d. 論文審査と学識確認**

論文審査の具体的方法は、各論文審査員に委ねられている。主査は、論文審査と学識確認審査を統括し、学識確認については学識確認結果を、論文審査については論文審査報告書を作成し、審査分科会と本研究科の研究科長に対して提出する。

**e. 審査分科会による合否判定**

審査分科会は、構成員の3分の2をもって成立し、審査分科会としての学位授与の合否を、出席した構成員の3分の2以上の賛成に基づき決定する。投票は、無記名投票の方法で行われる。投票による合否判定の前には、主査が、学識確認結果を報告し、博士論文の審査報告書の説明を行った上で、審査に関する質疑に答える。

**f. 研究科運営委員会による最終判定**

審査分科会の判定結果を資料として、本研究科の運営委員会が、学位授与に係る最終的な合否判定を行う。

---

<sup>75</sup> 本研究科の他の専攻等においては、公聴会ではなく「公開審査会」との名称で、博士論文及び学生に対する学位授与に係る審査の場としての性格が強いものとして位置付けられていることもある。

## 2. 各審査員の法的義務について

### (1) 主査の法的義務について

上記V.1.(2)のとおり、他の大学院又は研究所等の教員等が主査となることはできないため、主査は、早稲田大学の教員でなければならない。そのため、教員である主査は、早稲田大学との雇用契約上、論文審査に際して必要な注意を払う義務を負っている。また、早稲田大学の教員は、大学の理念、目的及び社会における使命を自覚し、教育及び研究並びに大学及び本属である大学院等の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならないから（教員の服務に関する規程第3条第1項）、教員である主査は、誠実に論文審査を行う義務を負っている。

これらのことから、主査は、博士論文の内容が博士学位の意義に値するものか否かについて適切に審査し、また論文審査を統括する義務を負っていると考えられる。具体的には、審査の具体的な方法こそ、各主査に委ねられているものの、少なくとも博士論文の内容を精査し、その内容についての誤りや改善点等を指摘することが求められる。また、その他の論文審査員の指摘等に留意し、それが論文審査の内容に反映するよう努めることが求められる。

### (2) 副査の法的義務について

副査が早稲田大学の教員の場合、早稲田大学との雇用契約上、論文審査に際して必要な注意を払う義務を負っている。また、早稲田大学の教員は、大学の理念、目的及び社会における使命を自覚し、教育及び研究並びに大学及び本属である大学院等の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならないから（教員の服務に関する規程第3条第1項）、早稲田大学の教員である副査は、誠実に論文審査を行う義務を負っている<sup>76</sup>。

これらのことから、副査は、博士論文の内容が博士学位の意義に値するものか否かについて、適切に審査する義務を負っていると考えられる。具体的には、審査の具体的な方法こそ、各副査に委ねられているものの、少なくとも博士論文の内容を精査し、その内容や誤りや改善点等を指摘することが求められる。

### (3) 審査分科会の構成員の法的義務について

#### a. 法的義務の根拠

審査分科会の構成員は早稲田大学の教員であることが通常であるところ、審査分科会の構成員は、早稲田大学との雇用契約上、学位授与の合否判定に際して必要な注意を払う義務を負っている。また、早稲田大学の教員は、大学の理念、目

<sup>76</sup> 早稲田大学外の副査については、論文審査の委嘱は早稲田大学との準委任契約であるといえるので、早稲田大学外の副査は、善良な管理者の注意をもって、論文審査を処理する義務を負っている（民法第644条）。

的及び社会における使命を自覚し、教育及び研究並びに大学及び本属である学院等の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならないから（教員の服務に関する規程第3条第1項）、審査分科会の構成員は、誠実に学位授与の合否判定を行う義務を負っている。

これらのことから、審査分科会の構成員は、学位請求を求める学生が博士学位の意義に値するものか否かを、審査分科会において適切に判定する義務を負っていると考えられる。

#### b. 審査分科会の運用を踏まえた上での法的義務の内容

ただし、本研究科の審査分科会の構成員の供述等の関係各証拠によれば、審査分科会の体制・運用について、以下の事実を認定できる。

- (a) 審査分科会における学位授与に係る審査の時間は、学位請求者一人あたり、おおむね30分程度であり1時間を超えることはない。
- (b) 審査分科会においては、各構成員に対して、主査が作成した博士論文の審査報告書が配布される。
- (c) 博士論文については、製本された最終的な完成版の博士論文が各構成員に回覧こそされるものの、各構成員がその内容を確認できる時間は、数分程度である。
- (d) 投票による合否判定の前には、主査が、学識確認結果を報告し、博士論文の審査報告書の説明を行った上で、審査に関する質疑に答えるところ、主査の説明は、15分程度である。また、主査の説明後、副査が、数分程度、補足の説明を行う。
- (e) 審査分科会の構成員が、審査分科会の開催前に、学位請求者の博士論文を確認することはできない。
- (f) 審査分科会においてなされる指摘は、審査報告書や博士論文概要書の記載方法等、形式的なものがほとんどである。

審査分科会の体制・運用に関する上記の認定された事実を鑑みると、審査分科会の構成員が、審査分科会において、学位請求者の博士論文や学識を精査することは難しく、審査分科会の構成員に対して、かかる精査の義務を課すことは難しい。審査分科会の体制・運用に関する上記の認定された事実からすれば、審査分科会の構成員に求められる行為は、審査分科会における主査及び副査の説明や審査報告書の記載から学位請求者に学位を授与することが相当でないことが察知し得る場合、回覧される博士論文を数分程度確認することで察知できる程度に博士論文に明らかな問題点が存在する場合、博士論文の内容以外で博士学位を授与すべきでない事情が存在する場合等に、それらの問題点を審査分科会において指摘することであると考えられる。

#### (4) 研究科運営委員会の法的義務について

##### a. 法的義務の根拠

研究科運営委員会の構成員は早稲田大学の教員であることが通常であるところ、研究科運営委員会の構成員は、早稲田大学との雇用契約上、学位授与の最終的な合否判定に際して必要な注意を払う義務を負っている。また、早稲田大学の教員は、大学の理念、目的及び社会における使命を自覚し、教育及び研究並びに大学及び本属である学術院等の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならないから（教員の服務に関する規程第3条第1項）、研究科運営委員会の構成員は、誠実に学位授与の最終的な合否判定を行う義務を負っている。

これらのことから、研究科運営委員会の構成員は、学位請求を求める学生が博士学位の意義に値するものか否かを、研究科運営委員会において適切に判定する義務を負っていると考えられる。かかる義務に基づき、研究科運営委員会の構成員は、学位請求を求める学生が博士学位の意義に値するものか否かを判定する必要があると考えられる。

##### b. 研究科運営委員会の運用を踏まえた上での法的義務の内容

ただし、本研究科の運営委員会の構成員の供述等の関係各証拠によれば、研究科運営委員会の体制・運用について、以下の事実を認定できる。

- (a) 研究科運営委員会においては、必要と認める場合には、無記名投票による学位授与の判定が行われることとされている。しかし、実際の手続は、本研究科の教務主任が、学位請求者の専攻名、氏名、主査の氏名、理学・工学の別、及び審査分科会での合否を読み上げるのみであって、研究科運営委員会の判定は、これを黙示的に承認したものとして処理されている。教務主任による読み上げは、学位請求者1人あたり、1分足らずの時間である。
- (b) 教務主任が読み上げる学位請求者の専攻名等については、研究科運営委員会におけるスクリーン上に投影されるが、資料として配付されるものではない。
- (c) 研究科運営委員会においては、各構成員に対して、主査が作成した審査報告書が配布されることはない。
- (d) 研究科運営委員会においては、学位請求者の博士論文や論文審査の内容について、主査や副査による説明がなされることはない。
- (e) 研究科運営委員会の開催場所の机上には、製本された最終的な完成版の博士論文が並べられているものの、各構成員に対して博士論文の回覧がなされるものではない。

審査分科会の体制・運用に関する上記の認定された事実に鑑みると、研究科運営委員会の構成員が研究科運営委員会において学位請求者の博士論文や学識を精

査することは難しく、研究科運営委員会の構成員に対して、かかる精査の義務を課すことは難しい。研究科運営委員会の構成員に求められる行為は、教務主任が読み上げる情報のみで博士学位を授与すべきでない一見して明らかな事情が存在する場合等に、それらの問題点を研究科運営委員会において指摘することであると考えられる。

### 3. 小保方氏に対する博士学位授与の審査過程における問題点

#### (1) 常田氏による審査の問題点

##### a. 本委員会が認定した事実

本件博士論文の主査を務めたのは、常田氏である。

常田氏らの供述、常田氏から提供を受けたメール等の関係各証拠によると、常田氏による本件博士論文の審査体制に関しては、以下の事実が認められる<sup>77</sup>。

- (a) 平成 23 年 1 月 7 日頃、小保方氏は、本件公聴会での審査の対象として、公聴会時論文を作成し、これを常田氏に対して手交した。公聴会時論文を検討した常田氏は、本件公聴会において、小保方氏に対し、公聴会時論文における複数の修正点について、公聴会時論文に赤字で書き込み、小保方氏に対し、これを手交した<sup>78</sup>。
- (b) 本件公聴会后、常田氏、武岡氏及び R 氏の判断により、本件博士論文審査において、公聴会時論文が合格相当であることが話し合われた。これを受け、常田氏は、平成 23 年 1 月 25 日に、公聴会時論文の内容をもとに審査報告書を作成した。審査報告書は、平成 23 年 2 月 3 日の武岡氏による修正を経て完成した（以下、完成した審査報告書を「**本件審査報告書**」という。）。
- (c) 平成 23 年 2 月 9 日に、本件審査分科会審査が行われたが、本件公聴会から本件審査分科会までの間、常田氏は、小保方氏から、公聴会時論文を修正したとの報告を一切受けることはなかった。また、常田氏も、小保方氏に対し、公聴会時論文の修正状況を確認することはなかった。
- (d) 平成 23 年 2 月 9 日、本件審査分科会審査において、小保方氏の学位授与の可否について、合格の判定がなされた。常田氏は、本件審査分科会において、本件審査報告書をもとに、本件博士論文の内容が博士学位の意義に

<sup>77</sup> 下記の IV. 3. (1) a. (a) の事実における常田氏の行為は、小保方氏の指導教員という立場で行っているとも評価し得る。

<sup>78</sup> 常田氏は、第 1 章に参考文献の記載がないこと等を具体的な問題点として指摘したと述べるが、参考文献が個々の章ごとに記載されていたのか、第 5 章の最後に纏めて記載されていたのか明確ではない等とも述べており、この点に関する常田氏の供述の基礎となる記憶の信頼性は必ずしも高くない。

ふさわしいものであることを、本件審査分科会の他の構成員に対して述べた。

- (e) 小保方氏は、博士論文として製本すべき論文草稿を誤り、本件公聴会以前の博士論文の草稿を本件博士論文として製本した。その結果、本件公聴会以前の博士論文の草稿が、本件博士論文として製本され、本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出されてしまった。
- (f) 本件審査分科会においては、本件博士論文が製本された上で回覧されたが、常田氏は、その内容を十分に確認しなかった。そのため、常田氏は、公聴会時論文より以前の草稿である本件博士論文が、本件審査分科会において回覧されていることに気が付かなかった。
- (g) 上記Ⅱ. 1. において検討した本件博士論文の問題箇所のうち、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3等の多くの問題箇所は、小保方氏主張論文においても、依然として認められる。

#### b. 本委員会の評価

上記Ⅴ. 2. (1) のとおり、常田氏は、本件博士論文審査の主査として、博士論文の内容が博士学位の意義に値するものか否かについて適切に審査し、また本件博士論文審査を統括すべき義務を負っていた者である。

したがって、常田氏としては、小保方氏より手交された公聴会時論文や本件審査分科会で回覧された本件博士論文について精査し、それらの論文の内容が博士学位の意義に値するものであるか否かについて、適切に審査すべきであった。

この点、上記委員会が認定した事実によると、常田氏には以下の義務違反が認められる。

##### (a) 本件公聴会時の義務違反

本件公聴会において、常田氏は、本件博士論文審査の主査として、公聴会時論文の内容を適切に審査し、小保方氏に対し適切な修正指示を行うべきであった。そうすれば、本件公聴会後に小保方氏が公聴会時論文の修正を行うことにより、小保方氏が、博士学位の意義に値する博士論文を作成できた可能性があった。しかし、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ. 1. の本件博士論文に存在した問題箇所の多くが依然として存在しているのであって、常田氏が、主査として、公聴会時論文について、十分な精査を行い、本件公聴会において適切な修正指示を行ったとは認められない。

##### (b) 本件公聴会後の義務違反

また、本件博士論文審査を統括すべき立場にある主査としては、公聴会において、主査や副査が指示した修正が博士論文の内容に適切に反映されているか否かについて事後的に学位請求者に確認等すべきであるが、常田氏は、本件公

聴会后、小保方氏に対して、公聴会時論文の修正状況を確認しなかった。

さらに、本件博士論文審査の主査としては、本件審査分科会において回覧された博士論文の最終的な完成版について、その内容を確認すべきであるが、常田氏は、本件審査分科会においても、回覧された博士論文の内容を確認せず、本件審査分科会において回覧された博士論文が、公聴会時論文よりも以前の草稿である本件博士論文であることに気が付かなかった。

(c) 常田氏の主査としての義務違反

常田氏によるこれらの行為は、主査として求められる誠実に論文審査を行うべき義務を怠ったものといえる。

(d) 常田氏の主査としての義務違反により生じた結果

そして、常田氏のかかる主査としての義務違反により、適切な審査がなされていれば博士学位授与の論文審査を通過し得なかった本件博士論文について、本件博士論文審査において合格の判定が与えられ、また、小保方氏に対して、博士学位が与えられることとなった。

さらに、それにより、本件博士論文における問題点が報道等において騒がれ、早稲田大学のレピュテーションや本研究科における博士学位の価値が大きく毀損された。

これらの義務違反により生じた結果の重大性、本件博士論文審査の結果に第一次的な責任を負う主査という立場であったこと等に鑑みれば、常田氏には、上記IV.3.(1)b.で述べた指導教員としての義務違反とあいまって、本件について非常に重い責任があると評価できる<sup>79</sup>。

(2) 武岡氏による審査の問題点

a. 本委員会が認定した事実

武岡氏は、本件博士論文の副査を務めたものである。

武岡氏らの供述、武岡氏から提供を受けたメール等の関係各証拠によると、武岡氏による本件博士論文の審査体制に関しては、以下の事実が認められる。

(a) 平成23年1月7日頃、小保方氏は、本件公聴会での審査の対象として、公聴会時論文を作成し、これを武岡氏に対して手交した。武岡氏は、公聴会において、小保方氏に対し、引用箇所と参考文献に番号を付すよう指導し、その点を含む複数の修正点について、公聴会時論文に赤字で書き込み、小保方氏に対し手交した。

(b) 本件公聴会后、常田氏、武岡氏及びR氏の判断により、本件博士論文審査

---

<sup>79</sup> 本報告書は懲戒処分の内容等について検討することを目的とするものではないが、一般論として述べれば、上記IV.3.(1)の指導教員としての責任を加味しても、常田氏の責任のレベルは、解任を伴う懲戒処分をもたらす程のものではないといえる。

において、公聴会時論文が合格相当であることが話し合われた。これを受け、常田氏が、平成23年1月25日に、公聴会時論文の内容をもとに審査報告書を作成し、武岡氏は、平成23年2月3日、当該審査報告書に修正を行い本件審査報告書を完成させ、これを常田氏に対しメールで送付した。

- (c) 平成23年2月9日に、本件審査分科会審査が行われたが、本件公聴会から本件審査分科会までの間、武岡氏は、小保方氏から、公聴会時論文を修正したとの報告を一切受けることはなかった。また、武岡氏も、小保方氏に対し、公聴会時論文の修正状況を確認することはなかった。
- (d) 平成23年2月9日、本件審査分科会審査において、小保方氏の学位授与の可否について、合格の判定がなされた。武岡氏は、本件審査分科会において、副査としての意見を、本件審査分科会の他の構成員に対して述べた。
- (e) 小保方氏は、博士論文として製本する論文草稿を誤り、本件公聴会以前の博士論文の草稿を本件博士論文として製本した。その結果、本件公聴会以前の博士論文の草稿が、本件博士論文として製本され、本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出されてしまった。
- (f) 本件審査分科会においては、本件博士論文が製本された上で回覧されたが、武岡氏は、その内容を十分に確認しなかった。そのため、武岡氏は、公聴会時論文より以前の草稿である本件博士論文が本件審査分科会において回覧されていることに気が付かなかった。
- (g) 上記Ⅱ.1.において検討した本件博士論文の問題箇所のうち、問題箇所①、②、③の1、③の2、③の3等の多くの問題箇所は、小保方氏主張論文においても、依然として認められる。

#### b. 本委員会の評価

上記Ⅴ.2.(2)のとおり、武岡氏は、本件博士論文審査の副査として、博士論文の内容が博士学位の意義に値するものか否かについて適切に審査すべき義務を負っていた者である。

したがって、武岡氏としては、小保方氏より手交された公聴会時論文や本件審査分科会で回覧された本件博士論文について精査し、それらの論文の内容が博士学位の意義に値するものであるか否かについて、適切に審査すべきであった。

この点、上記委員会が認定した事実によると、武岡氏には以下の義務違反が認められる。

##### (a) 本件公聴会時の義務違反

本件公聴会において、武岡氏は、本件博士論文審査の副査として、公聴会時論文の内容を適切に審査し、小保方氏に対し適切な修正指示を行うべきであった。そうすれば、本件公聴会後に小保方氏が公聴会時論文の修正を行うことにより、小保方氏が、博士学位の意義に値する博士論文を作成できた可能性があ

った。しかし、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在した問題箇所が多くが依然として存在しているのであって、武岡氏が、副査として、公聴会時論文について、十分な精査を行い、本件公聴会において適切な修正指示を行ったとは認められない。

(b) 本件公聴会後の義務違反

また、本件博士論文審査の副査としては、本件審査分科会において回覧された博士論文の最終的な完成版について、その内容を確認すべきであるが、武岡氏は、本件審査分科会においても、回覧された博士論文の内容を確認せず、本件審査分科会において回覧された博士論文が、公聴会時論文よりも以前の草稿である本件博士論文であることに気が付かなかった。

(c) 武岡氏の副査としての義務違反

武岡氏によるこれらの行為は、副査として求められる誠実に論文審査を行うべき義務を怠ったものといえる。

(d) 武岡氏の副査としての義務違反により生じた結果

そして、武岡氏のかかる副査としての義務違反により、適切な審査がなされていれば博士学位授与の論文審査を通過し得なかった本件博士論文について、本件博士論文審査において合格の判定が与えられ、また、小保方氏に対して、博士学位が与えられることとなった。

さらに、それにより、本件博士論文における問題点が報道等において騒がれ、早稲田大学のレピュテーションや本研究科における博士学位の価値が大きく毀損された。

これらの義務違反により生じた結果の重大性に鑑みれば、本件博士論文審査の結果に第一次的な責任を負うのは主査であり副査は第二次的に責任を負う立場であることを差し引いても、武岡氏には、本件について、重い責任があると評価できる<sup>80</sup>。

(3) 審査分科会の構成員による審査の問題点

本件審査分科会審査の構成員は、小保方氏が、博士学位の意義に値するものか否かを審査分科会において適切に判定する義務を負っていた。

もっとも、上記Ⅴ.2.(3)b.のとおり、本件審査分科会の構成員が果たすべき義務は、審査分科会における主査及び副査の説明や審査報告書の記載から学位請求者に学位を授与することが相当でないことが察知し得る場合、回覧される博士論文を数分程度確認することで察知できる程度に博士論文に明らかな問題点が存在する場合、

---

<sup>80</sup> 武岡氏の責任のレベルは、常田氏の責任のレベルよりは軽いといえる。

博士論文の内容以外で博士学位を授与すべきでない事情が存在する場合等に、それらの問題点を審査分科会において指摘することであると考えられる。

この点、本件審査分科会における常田氏及び武岡氏の説明や本件審査報告書の記載は、小保方氏に学位を授与することが相当でないと察知させるものではなかった。また、上記Ⅱ.1.において検討した本件論文の問題箇所は、数分程度その内容を確認することで察知できる明らかな問題点とは言い難い。さらには、本件審査分科会審査ときに、本件博士論文の内容以外で小保方氏に対し博士学位を授与すべきでない事情も特に認められない。

したがって、本件審査分科会審査において、小保方氏に対し合格判定が与えられたことについて、本件審査分科会の構成員には義務違反等との事情は認められない。

#### **(4) 研究科運営委員会の構成員による審査の問題点**

本件運営委員会の構成員は、小保方氏が、博士学位の意義に値するものか否かを本件運営委員会において適切に判定する義務を負っていた。

もっとも、上記Ⅴ.2.(4)b.のとおり、本件研究科運営委員会の構成員が果たすべき義務は、教務主任が読み上げる情報のみで博士学位を授与すべきでない一見明らかな事情が存在する場合等に、それらの問題点を研究科運営委員会において指摘することであったと考えられる。

この点、本件運営委員会審査ときに、教務主任が読み上げる情報のみで博士学位を授与すべきでない一見して明らかな事情は特に認められない。

したがって、本件運営委員会審査において小保方氏に対し合格判定が与えられたことについて、本件運営委員会の構成員には義務違反等との事情は認められない。

#### **(5) 本研究科・本専攻における審査手続に関する制度上及び運用上の欠陥・不備**

本件博士論文が最終的な完成版の博士論文として製本された上、本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出され小保方氏に対して博士学位が授与されたこと、及び上記Ⅱ.1.に記載した問題箇所を含む本件博士論文が本件博士論文審査及び本件審査分科会審査に合格したことについては、以下に述べる、本研究科・本専攻における博士論文及び博士学位授与の審査に関する制度上の問題点も大きな原因になったと指摘できる。

##### **a. 製本された最終的な完成版の博士論文の内容を確認する体制の不存在**

本件においては、小保方氏が最終的な完成版の博士論文として製本すべき論文草稿を誤ったことにより、本件公聴会以前の博士論文の草稿が、本件博士論文として製本され、本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出されてしまった。

このことから、審査分科会で回覧される最終的な完成版の博士論文の内容について、審査分科会前に誰も確認する体制が存在しないという本研究科・本専攻における欠陥・不備を指摘できる。また、審査分科会においても、回覧される最

最終的な完成版の博士論文の内容について、誰も確認する体制が存在しないという本研究科・本専攻における制度上及び運用上の欠陥・不備が指摘できる。

その結果、本研究科・本専攻においては、公聴会までの間は、指導教員（主査）及び副査が博士論文を精査することが予定されているものの、公聴会后、特にいったん博士論文が完成し製本されてしまった場合には、完成版の博士論文の内容について、誰一人閲読せずに、博士論文として合格し、学位が授与され得る制度及び運用となっている。このことは、主査及び副査が審査し公聴会において合格相当であると話し合われた博士論文が、公聴会でなされた指示通りに修正された上で製本され審査分科会等に提出されるものであることを担保するシステムがないことを意味する。また、それにとどまらず、主査及び副査が公聴会において審査した博士論文とは全く異なる内容の博士論文が製本された上で審査分科会等に提出されることを防止するシステムがないことをも意味する。

早稲田大学という極めて高いレピュテーションを有する大学において、かかる博士論文の取り違えという基礎的な問題を防止するための制度上の対策がとられておらずに博士学位が授与されていることは、誰も予想していない信じ難い事態であるといわざるを得ない。

#### b. 第三者的立場の審査員の不在

本件においては、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在した問題箇所の多くが依然として存在しているのであって、常田氏や武岡氏が、論文審査員として、公聴会時論文について、十分な精査を行い、本件公聴会において適切な修正指示を行ったとは認められない。

この点、本専攻においては、「学位請求者の指導教員が主査を務める<sup>81</sup>」、「主査が任意に指名した者が副査を務める<sup>82</sup>」、「主査、副査以外に博士論文を精査する者がいない」という運用になっている。

このような運用であるため、本専攻においては、博士論文の審査及び学位授与の判断に関して、第三者的な立場で、かつ主査とは独立した立場で博士論文を適正に審査する立場の者が存在しないという状態になっている。日本の多くの大学院研究科では、このような審査体制は少なくないが、欧米では研究科外又は大学外の第三者が審査員として加わることが一般的であり、また、日本でも、同様の制度を採用している大学院研究科も存在する。それらを勘案すると、本専攻にお

<sup>81</sup> かかる運用がなされている場合、主査が学位請求者の研究成果等を高く評価している場合、その先入観に基づき博士論文の検討を行い、その結果、主査による適正な論文審査が行われぬおそれがある。

<sup>82</sup> かかる運用がなされている場合、副査の主査への遠慮を助長し、副査による適正な論文審査が行われぬおそれがある。

いて、第三者的立場の審査員が不在であることは本専攻の制度上及び運用上の欠陥・不備といえる。

**c. 主査・副査の役割・責任の不明確さ**

本件においては、本件公聴会において主査及び副査が行った公聴会時論文の修正指示について、主査及び副査ともが、修正指示した箇所がその後実際に修正されたのか否かについて確認を行わないままであった。その結果、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在した問題箇所の多くが依然として存在している。

このことから、主査・副査が行うべき具体的な義務内容や、論文審査において不正があった場合の主査・副査の責任の所在等を明確にする規定等が存在しないという本専攻の制度上及び運用上の欠陥・不備を指摘できる。

**d. 主査・副査が論文を精査するための時間等を確保するための体制の不備**

本件においては、小保方氏が主査及び副査に対して公聴会時論文を手交した時期が、本件公聴会の数日前であり、そのため、主査及び副査が公聴会時論文を精査する時間を十分に確保できず、その結果、小保方氏が本件公聴会における指導を受けて修正したと述べる小保方氏主張論文においてすら、上記Ⅱ.1.の本件博士論文に存在した問題箇所の多くが依然として存在しているのであって、常田氏や武岡氏が、論文審査員として、公聴会時論文について、十分な精査を行い、本件公聴会において適切な修正指示を行ったとは認められない。

このことから、学位請求者が博士論文の草稿を主査及び副査に対して提出する期限等が規則等において定められていない等、主査及び副査が論文を精査するための時間等を確保するための体制が存在しなかったという平成22年度当時の本専攻の制度上及び運用上の欠陥を指摘できる<sup>83</sup>。

**e. 審査分科会構成員が論文を精査するための時間等を確保するための体制の不備**

本件においては、本件審査分科会において、本件審査分科会の構成員による本件博士論文の十分な検証が行われず、その結果、博士学位の意義に値しない小保方氏に対して、本件審査分科会審査が合格の判定を与えてしまった。

このことから、審査分科会前に学位請求者の博士論文の内容を審査分科会の構成員が確認することができない、審査分科会構成員が博士論文の内容を確認することができる時間は数分程度である等、審査分科会の構成員が論文を精査するための時間等を確保するための体制が存在せず、審査分科会が形骸化してしまっ

<sup>83</sup> 現在、本専攻においては、学位請求受理以前の段階で、主査及び副査による予備審査が行われ、予備審査に合格しない限り、学位請求が受理されない制度が採用されており、本問題点については、改善がなされているものと評価できる。

ているという本専攻の制度上及び運用上の欠陥・不備を指摘できる。

#### 4. 小括

以上に鑑みると、小保方氏に対する博士学位授与の審査過程に関して、常田氏には、本件博士論文審査の主査としての義務違反が認められ、非常に重い責任があると評価できる。また、武岡氏には、本件博士論文審査の副査としての義務違反が認められ、重い責任があると評価できる。一方で、本件博士論文が最終的な完成版の博士論文として製本され本件審査分科会、及び理工学術院統合事務所に対し提出された上で小保方氏に対して博士学位が授与されたこと、及び上記Ⅱ.1.に記載した多数の問題箇所が存在する本件博士論文が本件博士論文審査に合格したことの背景としては、製本された最終的な完成版の博士論文の内容を確認する体制の不存在、第三者的立場の審査員の不存在、主査・副査の役割・責任の不明確さ、主査・副査が論文を精査するための時間等を確保するための体制の不備、及び審査分科会構成員が論文を精査するための時間等を確保するための体制の不備という本研究科・本専攻における制度上及び運用上の欠陥・不備が指摘できる。

## VI. 結語

本報告書記載の調査結果のとおり、本件博士論文には、著作権侵害行為、創作者誤認惹起行為、意味不明な記載、論旨が不明瞭な記載、Tissue 誌論文との記載内容と整合性がない記載、及び論文の形式上の不備と多くの問題箇所が認められた。そして、本来であれば、これらの問題箇所を含む本件博士論文が博士論文審査において合格に値しないこと、本件博士論文の作成者である小保方氏が博士学位を授与されるべき人物に値しないことも、本報告書で検討したとおりである。

しかし、本件においては、本研究科の博士論文審査において本件博士論文が合格とされ、本件博士論文の作成者である小保方氏に対して博士学位が授与されてしまった。

このことは、博士学位を授与した早稲田大学、及び早稲田大学において過去に博士学位を取得した多くの人々の社会的信用、並びに早稲田大学における博士学位の価値を大きく毀損するものであった。

本委員会は、小保方氏の行為について博士学位の取り消し要件に該当しないと判断したが、本件博士論文の作成者である小保方氏は、このような結果をもたらした自己の不注意さ、研究倫理に関する考え方の甘さ、論文作成の作法や知識の不十分さ等を猛省しなければならない。

また、上記の結果が、本件博士論文の作成指導過程、及び小保方氏に対する博士学位授与の審査過程における複数の問題点によってもたらされたものであることも、本報告書で指摘したとおりであるから、その原因に関与した者らはその結果の重大性、自己の責任の重さを十分に自覚するべきである。

本委員会は、本件の一連の調査結果を報告するに際し、最後に2点を述べておきたい。

1点目は、本報告書において厳しく指摘したように、転載元を表示せずに他人作成の文書や画像等を自己が作成した文書のように転載する行為は、著作権を侵害する行為であり、かつ他人が作成した文書を自己が創作した文書であるとの誤認を読者に与える行為であって、特に、研究に携わる者が作成する論文等においては、決して許される行為でないと改めて肝に銘じるべきであるという点である。

本件博士論文は、このような決して許されない行為により作成されたものである。本件博士論文の作成者である小保方氏について、博士学位の取り消し要件に該当しないと本委員会が判断したことは、この問題点の重大性を一切低減するものではないことは、改めて明確にしておく必要がある。

2点目は、早稲田大学が、博士学位をひとたび授与した場合には、それを取り消すことは容易ではないという点である。

本来、学位を授与すべきでないことが明白である博士論文であったとしても、何らかの事由により博士論文の審査において合格とされ、その学位請求者に博士学位が与

えられてしまった場合、早稲田大学において、「不正の方法により学位の授与を受けた事実」が学位取り消しの要件となっている以上は、この事実が認められない限り、学位を取り消すことはできない。このことは、ひるがえって、早稲田大学が学位を授与する行為には、それほどの重みがあることを意味する。

早稲田大学において学位授与の審査に関与する者らには、その責任の重さを十分に認識した上で審査に関わることが求められる。

以 上